

令和 7 年 2 月 13 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸報告	6
管理者提出議案の報告	7
管理者の挨拶	7
一般質問	9
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
閉会	60

秩父広域市町村圏組合告示第4号

令和7年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を、次のとおり招集する。

令和7年2月6日

秩父広域市町村圏組合
管理者 北 堀 篤

1. 期 日 令和7年2月13日（木）午前10時
2. 場 所 秩父市役所本庁舎4階議場

令和7年2月13日

秩父広域市町村圏組合議会定例会

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

令和7年2月13日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 管理者提出議案の報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第3号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第4号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）
- 第10 議案第5号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）
- 第11 議案第6号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算
- 第12 議案第7号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算

(開会 午前10時00分)

出席議員 (16名)

1番	小松穂波	議員	2番	高野佳男	議員
3番	清野和彦	議員	4番	内田均	議員
5番	本橋貢	議員	6番	赤岩秀文	議員
7番	木村隆彦	議員	8番	小櫃市郎	議員
9番	若林想一郎	議員	10番	関根修	議員
11番	若林光雄	議員	12番	四方田実	議員
13番	大島瑠美子	議員	14番	新井利朗	議員
15番	今井敏夫	議員	16番	高根保生	議員

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

北堀篤	管 理 者
森 真太郎	副 管 理 者
富田能成	理 事
黒澤栄則	理 事
大澤タキ江	理 事
鈴木光一	監 査 委 員
野澤好博	事 務 局 長
小林雅子	会 計 管 理 者
加藤好一	消 防 長
北堀史子	水 道 局 長
宮城 敏	事 務 局 参 事 兼 長
笠原 昇	総 合 調 整 幹 兼 消 防 署 長
濱田雅之	事 務 局 次 長 兼 管 理 課 長
本 峯 治 彦	事 務 局 次 長 兼 長
佐 宗 孝 幸	事 務 局 技 監 兼 秩 父 長
関 根 みどり	事 務 局 専 門 員 兼 秩 父 長

児	玉		淳	事務局専門員兼 清流園所長
手	島		均	事務局専門員兼会計課長
黒	沢	武	徳	消防本部次長兼警防課長
鈴	木	和	行	消防本部専門員兼 予防課長
千	島		武	水道局次長兼 大滝・荒川事務所長
原	島		健	水道局次長兼 横瀬事務所長
井	上	昌	行	水道局技監兼浄水課長
浅	見		修	水道局技監兼工務課長
千	嶋		浩	契約検査課長
岩	田		聡	業務課長
引	間	宣	行	総務課長
石	渡	厚	志	指揮統制第1課長
八	木		修	経営企画課長
浅	賀	進	二	皆野・長瀬事務所長
権	頭	義	典	西秩父事務所長

職務のため出席した事務職員

濱	田	雅	之	書	記	長
横	田	真	一	書		記

午前 10 時 00 分 開会

○開会・開議

議長（新井利朗議員） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（新井利朗議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（新井利朗議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

6 番 赤 岩 秀 文 議員

7 番 木 村 隆 彦 議員

8 番 小 櫃 市 郎 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（新井利朗議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日及び明日の2日間とし、その日程はお手元に配付した日程案といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定いたしました。

○諸報告

議長（新井利朗議員） 次に、諸報告を行います。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

この際、監査委員に説明を求めます。

鈴木監査委員。

（鈴木光一監査委員登壇）

鈴木光一監査委員 監査委員の鈴木でございます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき実施いたしました例月出納検査の結果につきましてご説明申し上げます。

お手元に配付されております報告書は、昨年10月から12月までのそれぞれの月末現在における一般会計及び歳入歳出外現金、また水道事業会計について検査を実施したものでございます。これらについて検査しましたところ、現金出納帳の各月末残高はいずれも検査資料と符合し、正確に処理されておりました。また、各会計の現金につきましては、定期預金及び普通預金により保管されており、通帳、証書等の管理も適切に行われているものと認めました。

なお、昨年12月末現在の一般会計及び歳入歳出外現金の残高は14億5,158万3,086円、水道事業会計の残高は41億6,086万3,666円であることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

議長（新井利朗議員） 以上で諸報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（新井利朗議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（新井利朗議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 議員の皆様、おはようございます。新井議長のお許しをいただきましたので、一言管理者といたしましてご挨拶をさせていただきたいと存じます。

本日ここに、秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

八潮市で発生いたしました道路の陥没事故は、下水道管の老朽化がもたらすリスクを浮き彫りにいたしました。人的な被害をもたらしただけでなく、地域住民の暮らしにも大きな影響が出ております。インフラの老朽化問題は下水道に限りません。高度経済成長期に建設された道路や橋などの構造物が劣化する時代に入っていると思われれます。当組合の水道に関しても、老朽化した水道管の布設替え工事を計画的に実施しております。引き続き計画的、効率的な点検と維持管理で長寿命化を図ってまいりたいと存じます。

さて、水道事業は平成28年度の事業統合から9年が経過をいたします。令和7年度に広域化整備も佳境を迎えます。令和8年4月に予定しております水道料金改定につきましては、石綿セメント

管の残存延長が多いこと、基幹管路の耐震化率が低いことや有収率が低いなど施設整備の推進、また料金の回収率が100%以下である状態や使用水量の減少に伴う給水収益の減少と一般会計繰入金に依存した経営体質の現状を踏まえ、財政の健全化が喫緊の課題であります。

これらを踏まえ、昨年末の12月25日に水道料金の改定の諮問に対し、経営審議会の宇野会長より答申が提出されました。答申には平均51%の引上げが示され、構成市町への附帯意見といたしまして、前回の答申に引き続き水道使用者、特に少量使用者の負担軽減に対する高料金対策の補助の有用性が示されております。この答申内容を踏まえ、令和8年の4月からの料金改定に向け、理事間で改定率及び方向性について検討してまいりたいと存じます。議員の皆様には、その方向性が定まりましたら、速やかにご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、し尿処理事業の新処理施設建設に向け、事業の進捗状況でございますが、令和7年度から環境省の循環型社会形成推進交付金を活用するため、昨年11月20日付で循環型社会形成推進地域計画を埼玉県に提出をいたしました。3月に地域計画が承認され、交付金の内示を予定しております。

新汚泥再生処理センターの基本計画につきましては、3月の策定に向け、最終的な事務作業を実施しております。現在のし尿処理3施設は老朽化のため突発的な故障が発生することもあり、地域住民の生活に支障を来さぬよう職員が誠意対応をしております。

このように水道事業の広域化を推進するため、国からの交付金が平成28年度から令和7年度までの10年間の交付期間の最終年度、さらには料金改定に関する様々な調整、し尿処理事業におきましては、当初予定の令和12年度の稼働を目標とした各種調査を開始するなど、組合として大事な1年となります。理事、職員が力を合わせて、目標に向け、事業を推進してまいりたいと思います。議員の皆様にも引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部で提案をいたします議案の概要について説明をさせていただきます。本定例会でご審議いただきます議案は7件でございます。

まず、議案第1号の秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例につきましては、廃棄物に関連する業務の集約化を行い、調整機能を強化するとともに、財務、総務及び情報施策の管理部門から財政を分離し、行政運営の効率的かつ効果的な推進に向け、組織の見直しを行うため、所要の条例整備を行いたいものでございます。

議案第2号の秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に準じて、給料表、期末手当及び勤勉手当支給率、扶養手当や地域手当の支給などの改定をしたいため、所要の条例整備を行いたいものでございます。

議案第3号の秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準の改定に伴い、所要の条例整備を行いたいものでございます。

次に、議案第4号の令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきましては、歳入では使用料及び手数料、国庫支出金、財政収入及び諸収入の増額と事業費の確定に伴う消防救急基金からの繰入金の減額を行い、歳出では給与改定等に伴う人件費の増額と事業費の確定等による減額の補正を行いたいものでございます。

議案第5号の令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第3回）につきましては、収支の適正化を図るため、可能な限り予算額の見直しを実施するとともに、建設改良費について請負差金による不用額の減額等の補正を行いたいものでございます。

議案第6号は、令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算でございます。令和7年度の予算総額は40億4,171万4,000円を計上させていただきました。前年度予算額に対して7,691万5,000円の増額となっております。令和7年度では、主要事業といたしまして、新汚泥再生処理センター建設に向けた各種調査及び計画策定業務、秩父クリーンセンター蒸気タービン発電設備法定点検整備業務及びはしご車のオーバーホール整備事業を位置づけております。

議案第7号は、令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算でございます。収益的収入及び支出の予定額を収入額36億3,444万7,000円といたしまして、支出額36億9,961万2,000円とするとともに、資本的収入及び支出の予定額を収入額57億4,964万1,000円とし、支出額84億7,646万6,000円とする予算を計上させていただきました。

なお、令和7年度の生活基盤施設の耐震化等補助金予定事業につきましては、広域化事業35事業、運営基盤化等事業31事業を予定しておるところでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げましたが、詳細につきましては担当から説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議員各位におかれましては、市町の3月の議会も控えており、公務ご多忙の折とは存じますが、健康には十分ご留意いただき、地域の発展のためご尽力いただきますことをお願い申し上げ、管理者の私からの挨拶とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○一般質問

議長（新井利朗議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして、順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げます。質問者においては、その内容を端的に述べられ、質問と答弁を含めて60分以内となっておりますことに特にご留意くださいますようお願いいたします。また、それに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いをいたします。

それでは、発言を許します。

1番、小松穂波議員。

(1 番 小松穂波議員登壇)

1 番（小松穂波議員） 皆さん、こんにちは。1 番、秩父市の小松穂波でございます。傍聴にお越しいただきました皆様、日頃より秩父地域の広域事業に関心をお寄せいただき、誠にありがとうございます。

日々私たちの住民の生活になくてはならない秩父広域市町村圏組合の事業を担い、私たち住民のためにご尽力いただいている職員の皆様に心から感謝申し上げます。そして、本年3月末をもって退職される皆様、また定年延長を選び役職を離れる皆様、長年にわたり秩父地域の広域行政の発展にご尽力いただき、誠にありがとうございました。引き続きご助言、ご指導くださいますようお願い申し上げます。

秩父広域市町村圏組合は、秩父地域のインフラを支えるとても重要な機関であり、1市4町に暮らす私たち住民の生活を支えている大切な組織です。組合の現状と今後について、今まで以上に真剣に考え、運営していく責務が構成自治体にはあり、私たち住民も関心を持つことが重要だと思います。

それでは、通告に従いまして一般質問に移らせていただきます。本日の一般質問、私からは大きく分けて2点ございます。

まず、大きな1つ目は、水道局が保有する特殊自動車についてです。日本では風光明媚な国土、温泉や豊富な水資源、そして春夏秋冬で移り変わる季節など、豊かな自然の恩恵を受けています。しかしその一方で、外国に比べて地震、火山災害、風水害、土砂災害など、自然災害が発生しやすい国土です。日本の国土の広さは全世界の1%に満たないのですが、全世界の地震の1割強が日本で発生しています。また、日本が災害で受けた被害額も全世界の被害総額の約1割を占めています。このように、日本は自然災害が多く発生する環境にあり、まさに災害国と言えます。近年は異常気象とともに、これらの自然災害が増加し、拡大する傾向にあります。

災害国の日本で暮らす私たちは、まず自然災害のリスクが身近に存在することを認識した上で、そのリスクに備えることが必要です。秩父地域については、その地盤の固さと河岸段丘という地形上、災害に強い地域と言われています。ですが、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、秩父市役所の本庁舎が大きな被害を受け、また2019年10月に発生した台風19号は秩父地域に大きな爪痕を残しました。このことから、今後予想される首都圏直下型地震や南海トラフ地震、豪雨、火山噴火などの災害に対し、危機感を強め、まさに備えを拡充する必要があると考えます。

また、昨年元旦に発生した能登半島地震の被災地である輪島市に秩父広域水道局から職員4名を派遣し、給水車で給水活動を行っていたことは記憶に新しいことです。この給水活動は、秩父広域水道局が所有する給水車で秩父から職員の運転の下、現地に向かい、避難所のある小中学校や体育館、被災した住民の皆様に飲料水を運ぶ大切な役割を担っていました。当時業務に携わられた職員の皆様に、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

そこで質問なのですが、(1)として、現在水道局が保有する特殊自動車の種類と用途、加えて(2)として、特殊自動車の稼働に必要な免許保有者の年代別内訳を教えてください。そして(3)として、免許取得者確保に関する対策について当局のお考えをお聞きます。

続きまして、大きな2番として、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会からの答申内容について伺います。

昨年末、我々秩父の住民の生活に直結する大きなニュースが飛び込んでまいりました。埼玉新聞に掲載したこの情報は、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会が2026年以降の秩父地域1市4町の水道料金改定について、51%の値上げを答申したという内容でした。審議会は、前回の料金改定は答申した値上げ率を大きく下回り、その分の料金が上乗せされたという事情があるとしており、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化などの課題に対応しつつ、将来世代に負担を負わせない経営が重要との考えを示しています。

そこで、質問(1)として、この水道事業経営審議会の構成メンバーと、(2)として答申された内容、また(3)として現時点における料金改定スケジュールを教えてください。そして、最後に(4)として、本答申を受けて管理者の現時点でのお考えをお尋ねいたします。

私の壇上での質問は以上となります。再質問は質問席にて行わせていただきます。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 小松穂波議員のご質問のうち、まず1番、水道局が保有する特殊自動車についてご説明いたします。

(1)、保有する特殊自動車の種類と用途についてでございますが、現在水道局におきましては特殊自動車として2,000リットルタンクを積載しましたポンプ付の給水車1台を保有しております。この車両につきましては、漏水事故や災害等の断水時に水道水を運搬し、お困りの住民の皆様へ水をお配りすることを目的に導入した車両でございます。また、議員のお話にもありまして、昨年の能登半島地震の折には、日本水道協会からの要請によりまして、こちらの給水車を現地へ2回派遣しております。

次に(2)、特殊自動車の稼働に必要な免許保持者の年齢別内訳でございますが、水道局が保有する給水車は車両総重量が5,265キログラムで、現行免許制度では準中型以上の資格要件が必要となります。現在この車両を運転できる職員は、全42名の水道局職員のうち26名でございます。内訳を年代別に申し上げますと、50代以上が15名、40代が6名、30代が4名、20代が1名となっております。

次に(3)、免許取得者確保に関する対策でございますが、水道局では災害及び漏水事故等の発生時における緊急対応を円滑に行うため、給水車の運転可能な人員の確保は必須でございまして、一方でベテラン職員の退職等により運転できる職員が減少傾向にあるということから、本年当初、令

和6年4月より秩父広域市町村圏組合水道事業職員準中型自動車運転免許等取得費助成金交付規定を定め、免許取得に要する費用の助成事業を開始いたしました。現在2名の職員より交付申請が提出されており、今年度中の免許取得を予定しております。なお、現在所有いたします比較的大型な給水車のほかにも、現行制度下での普通車免許取得者でも運転可能な小型のポンプ付給水車の導入等も検討してまいりたいと存じます。

続きまして、ご質問の2、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会からの答申内容についてご説明いたします。

まず(1)、水道事業経営審議会の構成メンバーでございますが、審議会委員は1号委員から3号委員の15名により構成されております。1号委員につきましては識見を有する者6名、2号委員につきましては組合市町からの推薦者6名、3号委員につきましては公募による方3名でございます。1号委員につきましては、水道事業を所管する埼玉県生活衛生課副課長、秩父広域管工事業協同組合の理事長、秩父商工会議所の副会頭、埼玉県商工会連合第9ブロック連絡会のブロック長、公益社団法人日本水道協会調査課専門監、北海道大学大学院公共政策学連携研究部教授、以上の6名でございます。なお、審議会会長にはこちらの大学院教授にお務めいただきました。

次に、2号委員については、組合市町よりそれぞれ推薦をいただきました町会長及び区長会等の役員の皆様、また多量使用者である企業の役員の方、以上6名でございます。

3号委員につきましては、公募による委員の方3名ございまして、秩父市内にお住まいの方2名、長瀬町にお住まいの方1名ございました。

次に、(2)答申内容でございますが、今回の答申は大きく4項目に分かれております。1点目は、料金算定方法と料金算定期間でございまして、まず料金算定方法につきましては総括原価方式とされました。こちらの算定方法につきましては、水道料金のほか、電気、ガス事業等の公共料金の算定に多く取り入れられる方法でございます。また、料金算定期間につきましては、経済情勢等の変化に対応できるよう令和8年度から令和12年度までの5か年とされました。

2点目は、料金の改定率についてでございまして、今後さらに進む人口減少、浄水施設や水道管の老朽化対策や災害対策面からの計画的な更新工事の必要性、水道事業の継続した基盤強化のための独立採算制を考慮した場合、料金改定率は平均51%引き上げることが適当であるとされました。

3点目は、料金の改定時期についてでございまして、今後の財政見通しや事業計画から判断し、改定時期は令和8年4月1日とすることが適当であるとされています。

最後に4点目、料金体系でございますが、料金収入の安定を図るため、基本料金の割合は35%、また負担の公平を考慮し、増増度は緩やかにすることが望ましいとされました。

総体的には、人口減少が進む秩父地域において水道事業を将来にわたり存続させること、またそのような中で広域化後の老朽化対策、災害対策を着実にを行い、安心安全な水を住民の皆様にお届けする、そして将来世代への負担を負わせないことを前提に出された答申であると認識しております。

また、答申の最後には令和元年度の前回答申と同様に、水道局、構成市町への附帯意見が盛り込まれ、大幅な料金引上げに対する住民や事業者への激変緩和措置の検討を記されることとなりました。

次に（３）、現時点における料金改定のスケジュールでございますが、現在組合理事会、各構成市町との調整を行っており、協議が調い次第、改定方針の公表を行う予定でございます。また、料金改定に並行し進めてまいりました水道事業の基本計画等の策定に係るパブリックコメント、住民説明会を経まして、令和７年11月定例会に料金改定に係る条例改正案の提出を予定しております。

最後に（４）、本答申を受けて、管理者及び理事の考えはとのことでございますが、今回の答申について衝撃を持って受け止めております。今後改定に向けては答申を尊重し、答申に盛り込まれた附帯意見を中心に理事会における協議を進めているところでございます。

水道局といたしましては、住民の皆様、企業の皆様にはできる限りの周知活動を行い、多くの皆様にご納得いただけるよう丁寧な説明を行いたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） １番、小松穂波議員。

１番（小松穂波議員） 水道局長、丁寧にご説明いただき、ありがとうございました。私のほうからは、今回この２点ということで質問させていただきました、大きく分けてですね。

まず、水道局が保有する特殊自動車についてということでお聞きしました。やはり昨今災害が急増しておりまして、給水の役目というのは非常に増加していると思います。そこに来て免許制度の改正が平成に何度かございまして、私個人としては、総重量８トン車まで担える、運転できる普通免許お持ちの方もいらっしゃいます。ただ、今現在取得された方というのが非常に少ないのですよね。免許制度が改正されて、１トン車でも重量１トン積むと２トンになってしまって、普通免許をお持ちの方が運転できないという事実もあるようです。これちょっと気になったところ、去年の能登半島地震に派遣された４名の方のうちも、ちょっとお聞きしたところによるとやっぱり若い方が運転できず、比較的ベテランの方が運転されたという情報もいただいております。そこに付随して、今回いろいろちょっとお聞きしたいなと思ひまして、お聞きいたしました。今ご説明いただいたのですけれども、ここは中型免許など取得に係る費用の助成などについて、ちょっと私のほうからお聞きしたいなと思っております。

また、ちょっと幾つか再質問させていただきたいのですが、中型免許取得などのこの取得の補助もまた少しあるのであるならば、算出根拠みたいなものも併せて質問させていただきます。

そしてもう一点、免許取得のための講習なども、こちらもしあるのであれば、職專免などで対応をされたらどうかということをやちょっと思ひまして、やはり限られた人数で業務を行って大変なところだと思うのですが、今現在負担を強いられるというか、結局は自分のお金でこの免許を取得する方が多いように感じられます。そのため、やはりどこかにその方が免許を取得するに当たっての

啓発というか、自分もリスクを比較的伴わない、そのような対応というのはできないのかなと思ひまして、この3点、中型などの取得に関わる費用補助、そして中型免許取得などの費用補助の算出根拠、そして免許取得のための講習などへの職専免の対応などできるかどうかについて再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 小松議員の再質問についてお答えいたします。

費用補助及び算出根拠でございますが、圏域内にある自動車教習所において、普通車オートマ限定所持者が準中型免許を取得した場合、およそ20万円の費用が想定されております。この費用の2分の1、10万円を限度として助成することといたしております。

また、講習会への職専免でございますが、現在はその職専免に対しては検討はいたしておりません。給水車を運転する上で必要な免許である一方で、免許そのもの、それ自体は取得者本人に帰属することになりますと、現在の対応が妥当であると考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） ありがとうございます。こちら、やはり本人に与える免許ということで、そういうことも考えられると思うのですが、今現在、先ほどお聞きした中で、50代、40代、30代、20代と、50代が15名、40代が6名、30代が4名、20代が1名という、今現在の秩父水道局にある給水車の運転可能な方たちというのはこの人数、若年層に行くにわたってほとんどいないような状況になっておりますので、この辺早急に解決しなくてはならないのではないかなというところがやっぱり懸念材料としてあります。

今職専免の対応は難しいというお話いただいたのですが、例えば全額こちら補助も、職務としてできれば、もし取得できるように毎年1名ずつ、これはご提案なのですが、1名程度の予算措置などを行うことも考えられるのではないかなということで、私個人の考えと思うのですが、水道局当局のお考えをお聞かせください。

議長（新井利朗議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 議員のご指摘のこともあろうかと思いますが、まず先ほど申し上げましたとおり、取得した免許自体が取得者本人に帰属するということを考慮しますと、職務としての取得というのは今のところ予定しておりませんで、現在の助成方法、また形が妥当であるかなとは思ひます。しかしながら、今後の本制度の活用状況、免許制度の動向により、私どもと同時に整備しました秩父消防本部職員への助成制度、こちらとのバランスを見ながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、参考までですが、令和6年度予算におきまして2名程度を予定して、20万円の予算措置を行っております。水道局職員に対しましては、制度の理解と啓発を今後も進めてまいりたいと考え

ております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 1 番、小松穂波議員。

1 番（小松穂波議員） ありがとうございます。確かにそうだなというところもあるのですが、今局長のお話の中に、現在 2 名の職員の方から交付申請があるということでいただいています。今年度中、また免許取得予定が 2 名、2 名の該当職員の方というのは、お聞きしたいのですが、こちらは広域市町村圏組合のプロパー職員と、今現在 1 市 4 町から派遣している職員も数多くいらっしゃると思うのですが、そちらの割合というのはどうなのか教えていただけますでしょうか。

議長（新井利朗議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 今年度の職員は派遣職員でございます。

議長（新井利朗議員） 1 番、小松穂波議員。

1 番（小松穂波議員） ありがとうございます。派遣職員というと、いずれは 1 市 4 町にお帰りになる職員だと思われます。そうしたところ、そこはプロパーの職員の方にもその意識の啓発をしていただく必要があるのではないかなと私は考えるのですが、いろいろ難しいところはあるのでしょうか、もしその一般の職員の方、そして 1 市 4 町の職員の方が帰られた際に、ここに管理者含めて、理事の方たくさんいらっしゃると思いますので、有事のときには、もしお帰りになって、その方たちが水道局で取ったというか、水道局の予算、補助申請、交付申請をして免許を取得しているわけなので、そういった場合にはぜひとも積極的にまた水道局のほうに派遣をしていただくように、すみません、この場をお借りしてお願いをさせていただきます。よろしく願いいたします。そして、プロパー職員のほうの啓発も併せてお願いできればと思います。

ここで、もう一つちょっとお聞きしたいのですが、先ほど局長のご答弁の中で、現在水道局が所有する大型の給水車のほかに、今現在普通自動車免許証取得者でも対応できる給水車の導入も検討したいというお話ありました。この小型給水車導入に当たっても、やはり予算もかかることだと思うのですが、何か補助などの措置というのはこれに関してはあるのでしょうか。

議長（新井利朗議員） 水道局長。

北堀史子水道局長 小型給水車ですが、国から出されました来年度予算に係る計画の中に、災害対策の一環として給水車の購入に対する補助制度、またその地方負担分に対する地方財政措置が新たに盛り込まれております。このような制度も考慮しつつ、小型の給水車導入の検討を行いたいと考えております。

議長（新井利朗議員） 1 番、小松穂波議員。

1 番（小松穂波議員） ありがとうございます。補助制度があるということなので、その補助の額がどのようなことだかちょっとまだ分からない、来年度なのか、まだはっきり決まっていないということなので、それを見ても分からないのですけれども、ぜひとも活用していただいて、早急

に対応していただいたほうがいいのではないかなと思います。本当に何があるか分からない。先ほども管理者のお話の中でもありましたけれども、八潮市の下水道管の陥没事故。秩父市も給水管、排水管ともかなり老朽化していますので、あれほど大きな事故とは言わないけれども、やっぱり小さなことは考えられます。そうしたときに断水等も考えられますので、その場合には、やはりほとんど全ての職員が運転できるようなシステムが本当は望ましいと考えますので、ぜひともよろしくをお願いします。

いろいろお話をさせていただいたのですが、先ほどもお話ししたとおり、派遣元の自治体に戻っても、有事の際など、もし今回申請して免許が与えられた職員に対しては積極的に広域への派遣をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

また、令和7年度から給水車の購入に対する補助金が計画されているということでさっきお話しいただきました。また、もし購入するに当たって、購入ができたとして、使わないと有事のときにすぐ対応できないということもありますので、何かイベントですとか、いろいろなときにぜひとも活用していただいて、運転操作に慣れていただくことが必要だと思いますので、そこも併せてご検討いただければと思います。

そして、私ちょっと調べたところによりますと、運転免許の取得の助成制度について、秩父消防本部の職員へもまた同じような助成となっていて、バランスを見ながら対応していくということだったのですが、この消防職員さんって、職務上多くの方が準中級型の免許を運転できる環境にあるとお聞きしております。先日消防本部消防長から資料をいただきました。こちら準中型を運転できる職員、こちら93%がもう取得されている。中型運転できる職員は92%、大型運転できる職員が75%いらっしゃるということで、消防職員については大方、ほとんどの方がこのような運転できる免許をお持ちということなのですが、これからやはり少子化になって、そして人口も少なくなって職員も少なくなる中で、負担割合というのはかなり大きくなってくると思うのです。消防職員さんだけでなく、また先ほどお話ししました水道職員さんに対しても厳しい状況になるかと思うので、これは継続的にいろいろまた検討していただければと思います。

ただ、ちょっと安心しました。消防職員さんもやはり日頃から業務でお使いになっているということで、これだけ免許取得に積極的に行っているということで安心しました。水道局のほうは、今まで多分このような必要性がなかったのだと思います。これからは、やはり災害が多いということで、必要が出てきたということで、これからだと思うのですが、ぜひともまた啓発よろしく願いいたします。私からの大きな1番に対する再質問は閉じさせていただきます。

そして、こちら大きな2番なのですが、秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会からの答申内容につきまして、またそちらも水道局長、ご答弁いただきありがとうございました。我々議員は、過日このご説明を広域事務局のほうでお伺いいたしました。ただ、私としては、やはりこのような大きな51%の値上げという報道されてしまいましたので、住民の方も大きく刺激があったようで、

いろんなお話をお聞きします。そうしたところ、やはり議員だけが知っているということではなくて、この議会の場でお話しさせていただくことにより公式な議事録としても残りますので、ぜひともそちらを御覧いただければというお話もできます。そのようなことで、包み隠さずお話ししていただく上でこのような形を取らせていただきました。今後も注視していかなくてはならないことなのではないかなと本当に感じております。

また、この事業というのは、水道事業、下水道事業などは小さな自治体で担うというのはやはり限度があると思うのです。本来なら、個人的には国ですとかいろんな大きな組織で賄っていただきたいという気持ちはあるのですが、そこを我々がやはり請願だったり、お願いした、要望したとしても、すぐすぐはこれがかなうことではありません。多分今現在の当局側の皆さんも、やはり国ですとか大きな組織のほうの要望ということも考えていらっしゃるのではないかなと思うのですが、もう目の前に来た現実があります。これからの次の世代に、ぜひとも私たちの負担でどうにかなるところ、極力抑えながらも知恵を絞って、一般会計からの繰入れですと、やはり経営を怠っているという水道局の判断になってしまいまして、いろんな大変なところが出てくると思います。でしたら、ほかの措置を1市4町知恵を絞って、そして首長、当局、そして議員が知恵を絞っていくことが大切だと思いますので、ぜひとも皆さん協力して、この件じっくりと検討していただければと思います。

大きな2番についてなのですが、水道局についての質問は閉じさせていただいて、最後に質問として管理者にお伺いさせていただきます。今回私が質問させていただきました水道局が保有する特殊自動車について、並びに秩父市広域市町村圏組合水道事業経営審議会からの答申、この2点を統括して管理者のお考えをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 小松議員の私に対するご質問にお答えさせていただきます。

まず、給水車の運転に対する助成制度についてでございますが、昨年の能登半島地震の際に、災害時の給水車の有用性を痛感し、消防本部職員に対する助成制度と併せて規定の整備を進めたものでございます。災害時にこれらの車両は住民の生命、そしてまた暮らしを守る上で大きな役割を果たします。今後も職員ができる限り必要な免許を取得しやすい環境を整えてまいりたいと存じます。

次に、経営審議会からの答申を受けて、私の思いでございますが、このたびの水道事業経営審議会から料金改定に対する答申を大変重く受け止めております。私個人的には、住民負担を極力抑えたいと考えておりますが、審議会委員の有識者の方々からの様々な角度から検討された結果が今回の答申であり、現実を反映した理論的な値であると考えております。

平成28年度、1市4町の水道事業が広域化し、早いもので9年が経過をいたしました。広域化事業も最終局面を迎えております。引き続き水道事業の見直し、住民の料金負担を考慮し、事業継続

のためのどの程度の料金改定が必要か、1市4町の首長と組織する理事会におきまして、慎重に協議を重ねてまいりたいと存じます。住民の皆様、事業者の皆様には不安にお思いの方も多くいらっしゃると思いますが、できる限り早い時期に理事会といたしましては方針をお伝えさせていただきたいと思います。

ただ、財政的には1市4町、余裕もあまりありませんので、ただこういった問題につきましても長い間の水道管の整備が未整備だったということもあります。また、秩父市におきましても、そういう中で老朽化が進んでおりますし、1市4町それぞれだとは思いますが、人口減少、少子高齢化、そして様々な課題もありますので、そういったことを考えながら1市4町の理事会で検討していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） ありがとうございます。1市4町で考えていかななくてはならないとても大切な事柄だと思いますし、それから先ほどお話しされましたこれからの方たちに負の遺産を残さない、そして負担を考えなくてはいけないというところで、とても厳しいかじ取りだと思います。ですが、ぜひこちら皆さんが分からないから不安になるということが多々あると思います。なので、どうして今現在こういう形になっているのだというその啓発はぜひとも怠らず、続けていっていただければなと思いますので、これをお願いして私の一般質問終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 1番、小松穂波議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時03分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、清野和彦議員。

（3番 清野和彦議員登壇）

3番（清野和彦議員） 皆様、こんにちは。秩父市議会から選出の3番、清野和彦です。傍聴にお越しの皆様、お忙しいところ誠にありがとうございます。

秩父広域市町村圏組合は、秩父地域にお住まいの皆様の暮らしを支える重要な役割があります。組合の行う事業が住民の皆様の安心と安全につながり、豊かな生活の実現の基盤となるように、本日も通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、秩父広域市町村圏組合のビジョンについて。昭和45年4月に秩父広域市町村圏組合は、地方自治法に基づく特別地方公共団体として発足しました。今年で発足から55年を迎えます。当組合は、特別地方公共団体における一部事務組合に位置づけられます。一部事務組合とは、複数の市町村などが共同で行政サービスの一部を処理するもので、地方自治法の第284条第2項の規定に基づき設立されています。現在秩父広域市町村圏組合では、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防、福祉保健、水道事業といった秩父地域1市4町における11の事業を共同処理しています。

令和2年第2回組合議会での私の初めての一般質問で、社会の変化の中で、今後中長期的にどのようなビジョンを持って組合の運営や事業の実施をしていくことが望ましいと考えるか質問をさせていただきました。その答弁の趣旨として、秩父地域では人口減少や少子高齢化が進み、社会構造や生活環境、住民意識が変化し、行政に対するニーズが多様化、高度化する中で、基礎自治体である構成市町の役割は大きいですが、公共施設等の老朽化や厳しい財政状況に直面しており、将来にわたる既存の住民サービスの維持、提供の継続が喫緊の課題である。住民が安心して快適な生活を営むことができるように行政コストを下げ、効率化を図るという観点から、当組合のような一部事務組合による事務事業の実施は有効な選択肢の一つである。組合においては、所管する各事務事業を将来にわたりしっかりと維持提供することに努めるとともに、約8割の財源を構成市町の負担金で賄っていることから、より一層の効果的、効率的な予算執行に努めたいとご答弁いただきました。

人口減少の局面にある我が秩父地域の将来に向けて、広域市町村圏組合の果たす役割は今後より大きなものになると考えています。改めて組合としてどのようなビジョンを掲げることが望ましいと考えるか伺います。

大きな2番、水道料金の改定について。先ほど1番議員からも質問がありましたが、一部重複をいたしますが、質問をさせていただきます。令和6年12月25日に秩父広域市町村圏組合水道事業経営審議会より水道料金の改定についての答申がなされました。答申の主たる内容は、水道事業の経営について、将来の更新事業に備えた資金確保の観点から総括原価方式とすること、料金算定期間は令和8年度から令和12年度の5年間とすること、料金改定率は平均51%引き上げることが適当であること、改定時期は令和8年4月1日が望ましいこと、基本料金の割合は35%とし、通増度は緩やかにすることが望ましいことといった内容となっております。この答申に基づいて水道料金をシミュレーションしますと、現在の一般家庭の水道料金について、口径13ミリで1か月、月20立方メートル使用すると2か月で税別3,360円となっていますが、こちらから51%引き上げられると、税別で5,720円となる見込みとのことです。現在の水道事業をめぐる制度上、その持続可能な運営のためには料金の改定はやむを得ないと考えますが、大幅な料金の引上げは住民の皆様の暮らしに大きな影響を与えることが懸念されます。

水道料金の改定について、審議会からの平均51%値上げの答申を受け、令和8年4月の料金改定についてどのように実施することが望ましいと考えるか、先ほどの1番議員による質問の答弁では、

答申書にある附帯意見を重要に扱うといったような答弁もありましたが、そのことも踏まえて伺わせていただきます。

壇上での質問は以上となります。再質問は質問台にて行わせていただきます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の質問に対する答弁を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 3番、清野議員のご質問のうち1、秩父広域市町村圏組合のビジョンについてお答えをさせていただきます。

先ほど議員からもお話がございましたけれども、このご質問につきましては、令和4年7月22日に開催されました令和4年第2回組合議会定例会でも議員からご質問いただきまして、当組合の変遷や現況での課題に対する対処方針等について答弁させていただいたところでございます。

今回改めてこの事業についてのご質問をいただきましたが、秩父地域での最大の課題である人口減少や少子高齢化が進行する中で、大規模な地震や豪雨等の自然災害の発生に加え、近年では新たに感染症の発生もありまして、国や地方公共団体を取り巻く社会、経済情勢は大きく変化している状況であります。また、モータリゼーションの進展などにより、日常生活圏の広域化、それから行政需要の高度化等も進みまして、広域行政の必要性はますます高まっております。

組合を構成する市町においても、財政事情が厳しさを増す中で、限られた人材や財源といった行政資源を効率的に活用し、変化や課題に対応した行政サービスの提供が求められることから、引き続き秩父地域が一体となった事業継続の取組を進めていく必要があります。このため、組合では現行の共同処理事業の質を低下させず事業を継続するとともに、国や県の動向などにも注意しながら、新たな広域連携に関する組合構成市町の要請にも柔軟に対応できるよう運営体制の整備に努める必要があると考えております。

また、広域事業の推進においては、組合を構成する1市4町が連携するちちぶ定住自立圏があり、医療、産業振興、公共交通等のソフト事業を主に取り組んでおります。当組合においては、ハード事業を主に取り組む、2本柱で取り組んでいる状況にもございます。

このような考え方を職員一人一人が共通認識として自覚するため、将来予算を推計し、組合が所有する施設、それから財産の運営、維持管理において、賢い縮小の考え方も視野に入れまして、引き続き将来にわたり地域住民が安心して安全に暮らせるまちづくりを職員一丸となって取り組んでいきたいと存じます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 清野議員のご質問の2、水道料金の改定について、水道事業経営審議会からの答

申を受け、令和8年4月の料金改定についてどのように実施することが望ましいと考えるかにつきましてご説明申し上げます。

今回水道事業経営審議会から51%の改定率が答申され、答申の最後には令和元年度の審議会答申と同様に、水道局、構成市町への附帯意見が盛り込まれ、大幅な料金の引上げに対する住民や事業者への激変緩和措置の検討がなされたほか、今後人口減少が進む中で、世代間負担の公平についても言及されることとなりました。現在のところ、これらを踏まえ、組合理事間において改定率についての協議を進めており、理事会として最終的な方針が決定され、今後行われる見込みでございます。

秩父地域の水道を将来にわたり持続可能なものにするためには、今回答申された改定率は最低限必要な値であるとともに、一方で住民負担を考慮しますと大変大きな値とも言えます。水道局といったしましては、理事との協議を進めるとともに、なぜこのような答申に至ったのか、なぜ水道料金を上げる必要があるのか、現在の水道事業が置かれている状況を水道広報紙等を通じ、住民の皆様に対し、周知することが大切だと考えております。

また、蛇口をひねるだけで当たり前に出る水道が危機的状態に陥っていることも多くの皆様にお伝えしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 各般にわたりありがとうございました。それでは、それぞれ意見や再質問をさせていただければと思います。

大きな1番、秩父広域市町村圏組合のビジョンについて。局長、ありがとうございました。先ほど局長のお話の中で大事ないろいろ発言があったと思います。秩父地域は定住自立圏と、この広域市町村圏組合ということで、両方の広域連携を進める制度でございますけれども、定住自立圏はソフト面を担い、そして当組合に関してはハードを担うというような整理がされているということで承知いたしました。こちらとても大事なことでございますし、先ほど1番議員も行政の情報とか、行政がどういうふうになっているかということ住民の方々に伝えていくというのはとても大事なことで私も思っていて、何となく秩父地域は広域でまとまって様々なことをしているという認識は住民の皆様の中にあると思うのですけれども、しっかりそういったことを今後伝えていく中で、この広域行政全体に対する住民の方々の理解も深まり、信頼も深まっていくということだと思いますので、ぜひこういった整理も含めて伝えていっていただきたいなというふうに感じた次第です。

また、先ほど賢い縮小というお言葉がありました。これはこの組合のみならず、全国の我が国のインフラの今後の方向性なども、そういった面でたくさんの方がこれから期待される広域の組合ですけれども、そういったところで賢く縮小もしていただきながら大事な役割を果たしていただ

ればなと思います。

今回この質問を取り上げた理由ですが、やはりこの人口減少の局面に入りまして、かなりこの坂は急な坂だと私も思っています。つまり税収が減り、人口が減るということは税収も減ると。その中で、いろいろな住民の方々のニーズも増えていくという板挟み状態になっているわけです。そんな中、やはり活路を見いだすためには、私たちが一致団結してこの山を登っていくのだと、そして住民の皆様の暮らしを支え続けるのだという覚悟を持っていく必要があると思いました。そういったことを日々担っていただいているのが組合の職員の皆様だと思います。そういったところを牽引していくための力強いビジョンを掲げる時期が来ているのではないかというふうに考えまして、今回この質問をあえてもう一度させていただきました。皆さんの日々のご活動、ご活躍に本当に感謝申し上げましてこの質問を閉じさせていただければと思います。

続きまして大きな2番です。水道局長、今日はたくさんの質疑で申し訳ございませんけれども、少し私の意見を述べさせていただければと思います。先ほど局長のほうから、この答申書の中に激変緩和という言葉がありました。これは、確かに値としてはこの51%というのは理論上必要な数値として審議会で重々検討された数値であるということは認識をしております。ただ、その一方で、やはり住民の方あつての水道事業でありますから、この激変緩和というところをどのように捉えて実現していくかということが大きな課題になるというのは間違いないのかなと私は感じる次第です。

現在我が国の経済は、物価が上がるのに経済が低迷しているといういわゆるスタグフレーションという状況に陥りつつあります。景気が後退する中で賃金が上がらないにもかかわらず物価が上昇するという、住民の皆様、生活者の皆様にはとても厳しい経済状況になっているという認識でおります。住民の皆様の生活における負担を可能な限り小さくしまして、少しでも皆様の暮らしに余裕をつくっていくことが私は必要だと考えています。そのような面からも令和8年4月からの料金体系については、持続可能な水道事業の運営を保障しながらも、住民の皆様に多大な負担増とならないように検討いただくことを心から願っております。

また、人口減少の局面にある社会情勢の中で、この秩父地域のようにいわゆる地方都市の水道事業の存続というのは、ある意味これは国家的なテーマだと私は思っています。どれだけ国が様々な事業を行いたい、こういうふうな国づくりをしたいと言っても、住民の皆様の生活なくして国の成り立ちですか、国は成立しない、都道府県は成立しない、ましてや市町村も成立しないわけですから、この大きなテーマについては、やはり私たち、我が秩父地域から県、国へと政策的な変革を促していくように一致団結して働きかけをしていただきたいというふうに思っております。本日管理者、副管理者、また理事の皆さんもいらっしゃいますけれども、ぜひ秩父地域からこの日本の水道行政を変えていこうというような働きかけをしていただければと強く願う次第でございます。

それでは、最後に本日取り上げた秩父広域市町村圏組合のビジョンについて、また水道料金の改定について、一部重複することもあります、管理者のお考えを改めて伺わせていただければと思

います。よろしくお願いします。

議長（新井利朗議員） 管理者。

（北堀 篤管理者登壇）

北堀 篤管理者 清野議員の私に対するご質問にお答えさせていただきます。

まず、組合のビジョンにつきましては、組合発足当初の小さな組織から水道事業、し尿処理事業が加わり、大きな組織に変わったことはご存じだと思います。組合全体での最適な人員配置、さらには管理者として常々職員に伝えております全職員が住民のためという同じ目標に向かって事業を進めていかなければなりません。このような中、秩父地域の人口は令和6年度の約8万7,000人が令和15年度には7万3,000人程度に減少すると推計されております。このように将来人口を見据えた事業計画の見直しなどは必要であると思っております。このことは、理事の皆さんの思いは同じであるというふうに、管理者としての方針は職員も共有しているところでございます。

また、広域行政の重要性につきましては理事間で意思統一がなされておりますので、引き続き住民目線での事業の実施と継続をしていく事業の実施のために力を合わせて協力していくことは言うまでもありません。

繰り返しになりますが、人口減少という流れの中で、事業計画の見直しや組織の見直しが必要であることはもちろんのこと、無駄を削除しながら徹底して組合を運営してまいりたいと存じます。こういった無駄を排除していかないと、なかなか経営は成り立ちませんので、そのようなこともご承知おきいただければと思います。そういった中で、より住民に寄り添った施策が展開できるよう、それぞれの市町と組合が連携してまいりたいと思っております。

次に、水道料金の改定につきましては、先ほど小松議員のご質問にもお答えをいたしましたとおり、個人的には住民負担を極力抑えたいと考えております。秩父地域の水道事業を健全な形で存続させるためには、今回の審議会答申を真摯に受け止め、尊重すべきと考えております。

また、去年の能登半島地震における長期的な断水や、先日八潮市における下水道管が原因と見られる大規模な陥没事故を見ますと、社会全体のインフラの老朽化が目に見えないうちに進んでしまっていることを感じずにはいられません。その上で、各市町の財政状況、現在の水道事業の在り方、住民の負担感、将来の展望を考慮しつつ、将来世代にツケを残さない形で料金改定を実施することが望ましいと考えております。

ただ、今ご案内させていただきましたように、市町も人口減少で財政も厳しいということ、そしてまた将来に負担を残さないということの課題が、これは大きな課題でもありますので、それを考慮しながら市町と協議しながら料金改定に向けてまた議論を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 管理者、どうもありがとうございました。先ほど管理者から人口の予測の話

がありました。大変厳しい人口予測でございます。これは、本当にこの地域の在り方を考える基本となりますけれども、この人口減少にはいわゆる自然減と社会減があるということで、自然減というのは一定程度人口動態で仕方がないところもあると思いますが、社会減についてはまさに水道料金をどのようにするかであったりとか、住民の皆様がどうやって暮らしやすい地域をつくっていくかという政策的な判断によって大きくかじを、方向性を修正したり変えていく可能性があるのではないかと私は考えていますので、ぜひそういった将来にツケを残さない。ただ、ここで政策的にどういったことをすることがこの社会減を食い止めることにつながるのかといったところも含めて皆様にご判断いただければと考えております。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（新井利朗議員） 3番、清野和彦議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） これより議案審議に入ります。

議案第1号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第1号 秩父広域市町村圏組合事務局設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。本条例につきましては、提案理由にもございますように、廃棄物に関連する業務の集約化を行い、調整機能を強化するとともに、財務、総務及び情報施策の管理部門から財政を分離し、行政運営の効率的かつ効果的な推進に向け、組織の見直しを行うため所要の条例を整備するものでございます。改正の概要ですが、事務局に設置されている5課5所を4課5所に改めるものでございます。

議案書を御覧いただきますと、第2条第1項において廃棄物業務の調整機能の充実化のため、業務課を廃し、秩父クリーンセンターへ集約化することが1点。

2点目として、管理課で担う財政、人事及び情報施策の事務のうち財政事務を総括的に管理することが望ましいとして、この事務を契約検査課に担わせ、契約検査課を財務課に改めることとしております。

なお、附則により本改正条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日からとしてご提案するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2 番、高野佳男議員。

2 番（高野佳男議員） 2 番、高野でございます。

ただいま事務局長からご説明いただきました設置条例の改定につきまして、現行の 5 課 5 所から 4 課 5 所に組織が改編されるということなのですが、この改編前後における配属人数の変化についてお聞かせ願えますでしょうか。

議長（新井利朗議員） 管理課長。

（濱田雅之事務局次長兼管理課長登壇）

濱田雅之事務局次長兼管理課長 2 番、高野議員の組織改編後の各課所への配属人数でございますが、まず統合する秩父クリーンセンターにつきましては、現在の業務課 4 名と秩父クリーンセンターが 5 名、統合することによりまして、所属長が 1 名減少、職員数は 9 名から 8 名となる予定です。

次に、所管事務の見直しによる管理課につきましては現状と同数の 6 名、財政事務が新たに加わります財務課につきましては現状の 5 名から 1 名増員の 6 名を現在予定しております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第 36 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第 1 号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第2号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第2号 秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の2ページを御覧いただければと思います。本条例につきましては、提案理由にもございますように、埼玉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改定するとともに、所要の条例整備を行うものでございます。

まず、改正条例の第1条でございますが、期末手当の支給割合は、再任用職員以外の職員では現在6月期、12月期合わせて年100分の245となっておりますが、これを100分の5引き上げて年100分の250に、再任用職員では年100分の137.5から100分の2.5引き上げて年100分の140としたいものでございます。また、勤勉手当の支給割合は、再任用職員以外の職員では現在年100分の205となっておりますが、こちら100分の5引き上げて年100分の210に、再任用職員では年100分の97.5から100分の2.5引き上げて年100分の100としたいものでございます。

次に、給料表の改正では、月例給の改正として、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、中高年齢層も含めた全ての職員を対象にした改定を行い、初任給では1級の大学卒を2万3,800円、高校卒の初任給を2万1,400円引き上げるものでございます。各級の組合職員の平均で3.66%の改定を行いたいものでございます。

議案第2号参考資料、第1条関係、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の新旧対照表を御覧願います。ただいま申し上げましたように、年間の期末手当の支給割合を引き上げるため第16条4の規定の一部を改め、令和6年度の支給割合を12月期の期末手当で調整し、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の122.5から100分の127.5に、再任用職員の支給割合を100分の68.75から100分の71.25としたいものでございます。また、勤勉手当につきましては、第16条の7の規定の一部を改め、期末手当と同様に令和6年度の支給割合を12月期の勤勉手当で調整し、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給割合を100分の102.5から100分の107.5に、再任用職員の支給割合を100分の48.75から100分の51.25としたいものでございます。

給料表につきましては、ただいまご説明いたしました改定額、改定率による改正をしたいものでございます。

次に、新旧対照表の8ページ以降になりますが、第2条関係を御覧願います。改正条例の第2条

では、昇給等の基準の改定、諸手当の改定及びこれらに関連する所要の条例整備を行うものでございます。

まず、令和7年4月1日からは給料表の2級以上で各級の初号付近の号給を削除し、8級は7級との重なりを解消し、簡素な号給構成となります。これに伴い、初任給、昇格、昇給等の基準の改定を行い、8級職の昇給を勤務成績が極めて良好または特に良好である場合に限るものとするします。

次に、扶養手当の改正でございます。今回の改正で配偶者に係る手当の廃止と子に係る手当の引上げを2年間で段階的に実施します。配偶者に係る手当額は給料表の級により金額が異なっており、7級以下の職員は現行の6,500円から令和7年度に3,000円、令和8年度に廃止とし、8級の職員は現行の3,500円から令和7年度に廃止するものとします。

子に係る手当額は全職員共通で現行の1万円から令和7年度に1万1,500円、令和8年度に1万3,000円に引上げを行います。

次に、地域手当の支給でございます。国の支給基準の見直しに基づき、令和7年度より支給するものでございます。今回地域手当の支給率を中核市を除き都道府県単位で支給率を統一することとなり、埼玉県は4%となったため、当組合では令和7年度2%、令和8年度3%、令和9年度4%と段階的に引上げ支給するものでございます。

次に、管理職特別勤務手当の改正でございます。この手当は、管理職員が災害対応等で勤務した場合に支給される手当でございますが、この支給に係る勤務時間帯を現行の週休日または休日以外の平日、午前零時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時までと、2時間拡大するものでございます。

次に期末手当、勤勉手当の改正でございます。第1条で期末手当年100分の250、勤勉手当年100分の210としたものを6月期、12月期とも同率としたいものでございます。以上が本則による改正となります。

次に、附則による改正として、育児休業法第18条第1項により、職員の育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員の給与条例の適用につきましては、議案第2号参考資料、条例の新旧対照表の22ページを御覧いただきますと、給与条例の特例について、第16条の9の引用条項の改正に伴う改正を行うものでございます。

次に、技能労務職員へ地域手当を支給するため、組合技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例、第3条で規定する給与の種類に地域手当を加えるものでございます。

次に、会計年度任用職員の報酬の額に地域手当支給率を加算するため、組合会計年度任用職員の報酬等に関する条例を改正するものでございます。第1号会計年度任用職員につきましては、報酬基本額の算出方法、報酬の額を報酬基本額及び報酬基本額に地域手当の支給率を乗じて得た額の合計額に改正をしまして、第2号会計年度任用職員では地域手当の支給を加えるための改正を行うも

のでございます。

なお、本条例は公布の日から施行することといたしますが、第1条の改正後の給料表及び令和6年度の期末、勤勉手当支給率は令和6年4月1日から遡及適用し、第2条の令和7年度以降の給料表、初任給、昇格、昇給等の基準、期末、勤勉手当の支給率、諸手当の改定及び附則の3件につきましては令和7年4月1日から適用としたいものでございます。

以上で議案第2号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第3号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

（北堀史子水道局長登壇）

北堀史子水道局長 議案第3号 秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準

並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書23ページを御覧ください。本条例の提案理由にありますように、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正による布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準の改正に伴い、関連する秩父広域市町村圏組合水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の条文を一部改正したいものでございます。

水道法施行令及び水道法施行規則にて規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正については、携わる職員の減少などで資格要件を満たす技術者の確保が困難となっていることから見直しを行い、必要な技術者を確保し、水道事業の基盤の強化を図るものでございます。

改正内容につきましては、議案第3号参考資料の新旧対照表を御覧ください。第3条は布設工事監督者の資格要件、第4条は水道技術管理者の資格基準となります。布設工事監督者につきましては、実務経験年数に水道以外の道路、下水道等の他分野の実務経験を加味することや、学歴要件として土木工学科以外の機械工学、電気工学課程も追加されるものでございます。

また、水道技術管理者につきましては、布設工事監督者の資格要件の見直しに伴う必要となる学歴、学科要件及び実務経験の要件の見直しなどによる改正となります。

なお、本条例の施行日は令和7年4月1日といたします。

以上で議案第3号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

1番、小松穂波議員。

1番（小松穂波議員） 1番、小松でございます。

今水道局長のほうからご説明いただきました。水道法施行規則などの資格要件が定められているもの、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難になっていることからこの資格要件の見直しが行われたということ、ご説明いただきましたが、資格要件の見直しによって本水道局に与える現時点での影響はどの程度あるか教えてください。

議長（新井利朗議員） 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

八木 修経営企画課長 それでは、小松議員のご質問につきまして回答させていただきます。

現在の水道職員に今回の改正内容を当てはめると、布設工事監督者2名が新たに増員できるものとなります。ちなみに、現在におきまして、現制度下では布設工事監督者14名、水道技術管理者として要件を満たす者が19名となっております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第4号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

(野澤好博事務局長登壇)

野澤好博事務局長 議案第4号 令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第3回)につきましてご説明申し上げます。

本補正予算では、歳入では火葬場及び霊柩車使用料、し尿処理手数料、諸収入のうちコミュニティ事業助成金、消防救急基金繰入金の減額と廃棄物処理手数料、消防費国庫補助金、消防車両更新整備による旧消防車両売却収入等の財産収入、諸収入のうち売電収入、有価物売却代、消防救急デジタル無線に係る損害賠償請求訴訟和解金等の増額、歳出では給料表の改定、期末及び勤勉手当の支給率の引上げに伴う人件費補正のほか、事業費の確定による減額の予算措置を講ずるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正は第1条にありますように、現計予算の総額41億3,313万6,000円に歳入歳出それぞれ3,012万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予

算の総額を41億6,326万1,000円としたいものでございます。

継続費の補正は、第2条にありますように新たに継続費を設定したいものでございます。

4ページ、5ページをお開き願います。衛生費に計上した汚泥再生処理センター建設に係る生活環境影響調査及び基本設計業務等委託について、令和6年度中に事務手続を進めることで令和7年度当初から速やかに事業を進めるため、令和6年度から令和8年度までの継続費を設定したいものでございます。なお、令和6年度については、あくまで事務手続を進めるものでありますので、予算額はゼロ円となっております。

1ページにお戻りいただきまして、繰越明許費の補正は第3条にありますように、新たに繰越明許費を設定したいものでございます。

6ページをお開き願います。衛生費に計上したクリーンセンター2号機エレベーターそらせ車交換修理につきましては、年度内の修理完了が難しいため、繰越明許費を設定したいものでございます。

それでは、歳入歳出の内容につきまして、事項別明細書にてご説明いたします。

10、11ページをお開きください。まず、歳入でございます。第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目衛生使用料は260万6,000円減額し、補正後の額を2,496万2,000円としたいものでございます。秩父斎場の火葬件数及び霊柩車利用件数が当初の見込みに比べ減少したことによるものでございます。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目清掃手数料は503万1,000円増額し、補正後の額を3億5,470万2,000円としたいものでございます。第1節廃棄物処理手数料は、クリーンセンターへのごみの持込み量が当初の見込みに比べ増加したことなどにより528万1,000円の増額、第3節し尿処理手数料については、溪流園のし尿の搬入が当初の見込みに比べ減少したことにより、25万円を減額したいものでございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目消防費国庫補助金は186万1,000円増額し、補正後の額を3,243万2,000円としたいものでございます。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車整備事業について、事業費確定により国庫補助額が確定したことで186万1,000円を増額したいものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入は1万7,000円増額し、補正後の額を373万2,000円としたいものでございます。し尿政策課が所管する土地の電柱敷地料について、令和7年度から令和10年度までの貸付収入が本年度中に歳入となることから増額するものでございます。

第2目利子及び配当金は9万円増額し、補正後の額を14万7,000円としたいものでございます。公共施設整備基金及び消防救急基金の運用利率上昇により増額するものでございます。

第4款財産収入、第2項財産売払収入、第1目物品売払収入は108万3,000円増額し、補正後の額を225万9,000円としたいものでございます。救助工作車の売払いについて、インターネット公有財

産売却、いわゆるインターネットオークション制度を導入し、実施したことで、売却額が当初の見込みに比べ、増額したことによるものでございます。

第6款諸収入、第1項組合預金利子、第1目組合預金利子は56万6,000円増額し、補正後の額を57万2,000円としたいものでございます。先ほどご説明いたしました基金の運用利率上昇と同様に、組合預金利子についても利率の上昇により増額するものでございます。

第6款諸収入、第2項雑入、第1目雑入は2,641万1,000円増額し、補正後の額を1億5,008万円としたいものでございます。クリーンセンター売電収入が当初見込みと比べ増加したことにより104万1,000円の増額、市況の上昇等により有価物の売却代が844万8,000円の増額。

12、13ページのコミュニティ事業助成金は、事業費確定により10万円の減額、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故に伴う損害賠償額確定に伴う賠償金が2万2,000円の増額、消防救急デジタル無線設備整備事業に係る損害賠償請求訴訟和解金が1,700万円の増額でございます。

第9款繰入金、第1項繰入金、第1目基金繰入金は232万8,000円減額し、補正後の額を1億1,507万1,000円としたいものでございます。消防自動車及び救急自動車整備事業の財源について、令和6年度第1回補正予算において地方債から消防救急基金繰入金へ振り替えており、当該事業費が確定したことにより減額するものでございます。

以上、歳入合計で3,012万5,000円の増額補正となります。

続いて、歳出補正でございます。14、15ページをお開きください。まず、本補正では埼玉県人事委員会勧告に準じ、給料表の改定と期末手当、勤勉手当支給率引上げに伴う人件費補正を行います。各費目の人件費補正は、この勧告に伴うものが主なもので、その他の人件費補正と併せて人件費総額で5,539万1,000円を増額したいものでございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費につきましては325万円増額し、補正後の額を1億6,068万5,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第11節役務費は、事務局し尿政策課が秩父市荒川総合支所からクリーンセンターへ移転したこと、水道局横瀬事務所についても別所浄水場へ移転したことにより、移転前の各施設へのネットワーク通信が不要となったことから減額するものでございます。

第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費及び第2目自立支援審査会費につきましては、人件費の増額によるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費につきましては2万9,000円増額し、補正後の額を1,914万8,000円としたいものでございます。第11節役務費の通信運搬費は、昨年10月の郵便料金改定による増額でございます。

第4目斎場費につきましては117万9,000円減額し、補正後の額を9,384万1,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の燃料費と光熱水費は、プロパンガス及び電気料金に係る単価が当初の見込みに比べ減額したこと等によりまして216万3,000円の減額、第

第12節委託料は、来場する車両通行に支障を来すおそれがある支障木、危険木の伐採業務委託料が92万9,000円の増額、建物清掃業務の事業費確定により27万4,000円を減額するものでございます。

第4款衛生費、第2項清掃費、第1目清掃総務費は1,098万7,000円減額し、補正後の額を8,533万円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、16、17ページの第10節需用費、消耗品費は、有料指定ごみ袋製作、購入事業の事業費確定により1,304万7,000円を減額するものでございます。

第2目クリーンセンター費につきましては617万2,000円減額し、補正後の額を5億9,242万9,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費、修繕料は、排ガス処理設備に係る補修事業費確定により271万3,000円の減額、第12節委託料は、施設機器整備等に係る各種事業費の確定により、合計で466万3,000円の減額、第13節使用料及び賃借料は、地元町会の関係者による視察研修中止に伴い、12万円を減額するものでございます。

第3目環境衛生センター費は52万円減額し、補正後の額を1億4,753万9,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費の燃料費及び光熱水費は、最終処分場の埋立てに使用する重機の使用頻度及び電気料金の単価が当初の見込みに比べ減少したことにより181万7,000円の減額、第14節工事請負費は、水処理施設各ポンプ交換工事等の事業費確定により11万5,000円を減額するものでございます。

第5目し尿総務費は216万8,000円減額し、補正後の額を4,356万7,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費は、事務所移転により移動に必要な燃料費や修繕料等が不要となったことから35万2,000円の減額、第12節委託料は循環型社会形成推進地域計画策定及び汚泥再生処理センター施設整備基本計画策定業務の事業費確定により251万6,000円を減額するものでございます。

第6目清流園費は2,000万7,000円減額し、補正後の額を2億4,290万4,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費は燃料費の重油と光熱水費の電気料金について、使用料及び単価が当初の見込みに比べ減少したことにより2,000万円の減額、第12節委託料は活性炭脱臭塔詰め替え業務の事業費確定により64万9,000円を減額するものでございます。

第7目溪流園費は19万1,000円増額し、補正後の額を9,085万2,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、18、19ページの第12節委託料は、し尿の処理及び収集運搬等に係る事業費確定により25万円を減額するものでございます。

第8目小鹿野し尿処理センター費は398万6,000円減額し、補正後の額を1億533万9,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第10節需用費は燃料費の重油の使用量及び単価が当初の見込みに比べ減少したことにより400万円の減額、第12節委託料は小鹿野し尿処理センター運転管理業務及び焼却設備熱交換器点検清掃業務の事業費確定により、合計で37万4,000円を減額するものでございます。

第5款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費につきましては、3,959万円増額し、補正後の額を14億5,678万7,000円としたいものでございます。人件費の増額によるものと、第8節旅費はオンライン研修等の実施により出張回数が減少したことにより25万円の減額、第10節需用費の燃料費はガソリン等の単価が当初の見込みに比べ増額したことにより117万4,000円の増額、光熱水費は電気料金の単価が当初の見込みに比べ減額したことにより540万円を減額するものでございます。

第12節委託料は、消防救急デジタル無線設備整備事業の損害賠償請求訴訟に係る弁護士への委託料を271万3,000円増額するもので、第13節使用料及び手数料は総務省への職員派遣の取りやめにより宿舍賃借料147万4,000円を減額、第18節負担金、補助及び交付金は消防大学校に係る研修中止などにより31万9,000円を減額するものでございます。

第2目消防施設費は977万円減額し、補正後の額を2億2,782万6,000円としたいものでございます。第10節需用費、消耗品費は個人防火装備について、入札実施により52万5,000円を減額、第11節役務費はインターネット公有財産売却の消防車両売払いに係る手数料で、売却額が当初予算よりも増額したことに伴い、手数料も併せて増額となることから10万5,000円の増額、第12節委託料は高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線設備保守点検業務の事業費確定等により128万5,000円の減額、第17節備品購入費は災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊救急自動車及び小型支援車整備事業の事業費確定などによりまして806万5,000円を減額するものでございます。

第6款公債費、第1項公債費、第2目利子につきましては59万4,000円減額し、補正後の額を617万1,000円としたいものでございます。借入利率が下がったことと地方債から消防救急基金繰入金へ財源を振り替えたことによる減額でございます。

第7款諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費につきましては、先ほど諸収入の雑入と常備消防費の委託料でご説明いたしました損害賠償請求訴訟和解金1,700万円から弁護士への訴訟に係る委託料271万3,000円を差し引いた1,428万7,000円を基金へ積み立てるものでございます。

第2目消防救急基金費につきましては、運用利率上昇により増額した利子7万4,000円を基金へ積み立てるものでございます。

第8款予備費、第1項予備費、第1目予備費につきましては2,664万1,000円増額し、補正後の額を1億9,029万円とするものでございます。

歳出合計につきましても、歳入合計と同額の3,012万5,000円の増額補正となります。

最後に、22ページから給与費明細書及び継続費の調書となりますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第4号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

2 番、高野佳男議員。

2 番（高野佳男議員） 詳細にご説明いただき、ありがとうございました。私のほうからは補正予算のことにしまして、各節におけるこの需用費、特にこの光熱水料、エネルギー消費に係る部分についてお尋ねをしたいと思います。

斎場、それから環境衛生センター、清流園、小鹿野し尿処理センター、そして消防関係もそうですね、そういったところでおおむね需用費の部分というのが減少しておりまして、今のご説明の中では特に電気代、それから重油の単価が下がったと。その一方、ガソリン代が上がったところもあるので、その部分は上がっていますけれども、全体としては単価が、電気代及び重油の単価が下がったということで減額補正になっているということで伺いました。またその一方、エネルギー単価の値下がりとともに、使用量が減ったというご発言もあったわけなのですが、施設の稼働率ということではいかがなのでしょう。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

（岩田 聡業務課長登壇）

岩田 聡業務課長 2 番、高野議員の燃料費及び光熱水費に関するご質問に対しまして、まず斎場費から、その後順次お答えさせていただきたいと思います。

まず、斎場費に係ります燃料費134万1,000円の減額でございますけれども、この斎場費の燃料費につきましては、火葬炉の燃料、それと公用車のガソリンを賄っております。この中で今回補正するのは、火葬炉で使用するL Pガスの燃料費ということになります。当初予算で見込んだL Pガスの使用数量及び単価と比較しまして、火葬件数の減少に伴いまして使用数量が減ったこと、また単価も当初見込んだ金額よりも実績が下回るようになったことから減額補正するものでございます。

続きまして、斎場費の光熱水費でございますけれども、82万2,000円の減額ということになります。こちらにつきましては、電気料、水道料、それと空調機に使用するL Pガスを賄うというのですが、今回は補正予算では電気料を減額することになります。令和6年度当初予算でこちらも見込んだ電気の使用数量と単価と比較しまして、火葬件数の減少により使用数量、単価とともに実績が下回るようになったことから減額補正をするというものでございます。

なお、火葬燃料と異なりまして、空調機に使用していますL Pガスにつきましては、今年度、夏頃ですけれども、非常に猛暑であった、記録的な猛暑であったということから、7月から9月までを前年度と比較しますと使用数量が6.5%ほど増えておりまして、単価が下がったことと加味しますと、当初予算の範囲内で過不足なく執行できてございますので、今回は補正予算の対象としてはございません。

私からは以上になります。

議長（新井利朗議員） 環境衛生センター所長。

(関根みどり事務局専門員兼秩父環境衛生センター所長登壇)

関根みどり事務局専門員兼秩父環境衛生センター所長 私からは、環境衛生センター費の燃料費、光熱水費の減額についてお答えいたします。

まず、燃料費24万6,000円の減額の理由でございますが、これは重機を含む公用車の運転頻度が想定より下回ったため、不使用分を減額するものでございます。

次に、光熱水費157万1,000円の減額の理由でございますが、電気料金のうち毎月変動する燃料調整額について、想定より低い金額で推移していたことと、政府の補助により当初予算額と差が生じ、減額となったものでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 事務局参事。

(宮城 敏事務局参事兼福祉保健課長登壇)

宮城 敏事務局参事兼福祉保健課長 し尿関係部分についてお答えいたしたいと思います。

清流園費の燃料費、光熱水費の減額、小鹿野し尿処理センター燃料費の減額については、住民生活に多大な影響が出るため、稼働停止しないよう十分な燃料費、光熱水費を直近の単価から積算をしていますが、今回減額補正となったのは国の補助などもあり、当初の見込みより契約単価が高騰しなかったことになります。

また、小鹿野し尿処理センターについては、焼却設備の故障による運転停止期間があったことにより使用量が減ったことも含まれております。同じく溪流園も、本来であれば減額を予定しておりましたが、先ほど申し上げました小鹿野し尿処理センターの運転停止によりまして、そのし尿の受入れをさせていただいております。水処理の一部を停止することができなくなったことから、電気使用量、電気料金については未確定要素があるため、今回補正予算につきましては見送りとしております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

(引間宣行総務課長登壇)

引間宣行総務課長 私からは、常備消防費の光熱水費の減額についてお答えいたします。

光熱水費540万円の減額理由でございますが、予算積算当初は令和6年5月で政府補助が終了となる予定であったため、価格の高騰を考慮いたしまして積算をしておりました。しかし、政府の補助事業が令和6年5月以降も継続されたため、減額となっております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(新井利朗議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(新井利朗議員) 総員起立であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時15分

再開 午後 1時15分

議長(新井利朗議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(新井利朗議員) 次に、議案第5号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 議案第5号 令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)についてご説明申し上げます。

別冊の令和6年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第3回)説明書と併せてご説明をさせていただきます。

初めに、議案書の25ページを御覧ください。今回の補正は、年度内の実績値及び今後の見込みを

勘案しまして、各費目において可能な限りの収入、支出見込みの見直しを行ったものでございます。

第1条は省略いたしまして、第2条は業務予定量のうち（４）、主要な建設改良事業について補正額に基づき、記載しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についての補正でございます。第1款水道事業収益でございますが、8,848万6,000円を減額するものでございまして、第2項営業外収益の減額でございます。

それでは、別冊の補正予算説明書の2、3ページ、水道事業会計補正予算（第3回）実施計画を御覧ください。上段の第1款第2項営業外収益8,848万6,000円の減額についてでございますが、第3目他会計補助金95万4,000円の増額は、構成市町の児童手当補助金の再算定によるものでございます。

第5目長期前受金戻入723万3,000円の増額は、令和5年度中に補助金等を財源として取得した償却資産の確定により再算定を行ったものでございます。また、第6目消費税及び地方消費税還付金9,667万3,000円の減額につきましては、今回の補正に伴う還付消費税の再計算を行ったことによる補正でございます。

それでは、議案書の25ページにお戻りください。次に、支出でございます。第1款水道事業費用を6,331万9,000円減額するものでございまして、第1項営業費用5,321万1,000円の減額及び第2項営業外費用1,010万8,000円の減額でございます。

戻りまして、別冊の補正予算説明書の2、3ページを御覧ください。下段の第1款第1項営業費用5,321万1,000円の減額でございますが、第1目原水及び浄水費6,307万5,000円の減額で、浄水場維持管理のための各種委託料3,505万9,000円、動力費2,500万円などそれぞれ減額するものでございまして、大雨等の影響がなく、各浄水場において水質が安定し、汚泥の処理費用が抑制されること、また電気料金の見直し等によるものでございます。

第2目配水及び給水費98万8,000円の増額につきましては、漏水による修繕費等の増額によるものでございます。

第3目総係費298万円の増額につきましては、異動に伴う人件費等の増額によるものでございます。

第4目減価償却費589万6,000円の増額は、決算確定に伴う再計算により増額補正するものでございます。

次に、第2項営業外費用1,010万8,000円の減額につきましては、企業債償還利息の借入額及び利率確定による差額を補正するものでございます。

議案書の25ページにお戻りください。第4条、資本的収入及び支出についての補正でございます。第4条の冒頭の記述は、資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。資本的収入につきましては、第1款資本的収入924万2,000円を増額するものでございます。

別冊の補正予算説明書4、5ページを御覧ください。上段の第1款資本的収入の増額につきまし

ては、第3項他会計負担金924万2,000円の増額でございまして、消火栓新設に係る構成市町の負担金を見直したことによるものでございます。

議案書の25ページにお戻りください。次に、資本的支出につきましては、第1款資本的支出9億9,320万4,000円を減額するものでございまして、第1項建設改良費9億9,450万4,000円の減額、第2項企業債償還金130万円を増額するものでございます。

別冊の補正予算説明書4、5ページを御覧ください。下段の第1款第1項建設改良費のうち第1目原水及び浄水施設費6,654万5,000円の減額、第2目配水及び給水施設費9億3,341万2,000円の減額は、請負差金、継続費の年割額の見直しによる減額でございます。

第4目有形固定資産購入費26万5,000円の減額につきましては、備品購入等の請負差金によるものでございます。

第5目建設利息571万8,000円の増額につきましては、令和5年度の決算による対象額の確定によるものでございます。

その下、第2項企業債償還金につきましては、借入れ条件の確定による差額を補正するものでございます。

議案書の25ページにお戻りください。第5条は既定の継続費の変更で、27ページ、第1条の継続費補正のとおり総額及び年割額等を変更するものでございます。

次に、第6条は債務負担行為及び既決の債務負担行為の変更で、29ページ、第2表の債務負担行為補正のとおり追加及び変更するものでございます。

次に、第7条は、予算第10条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を定めておりますので、人件費の補正に伴い、709万円を増額するものでございます。

第8条は、予算第11条に定めた構成市町からの補助金のうち児童手当補助金の金額を95万4,000円増額するものでございます。

また、別冊の補正予算説明書の6ページには予定キャッシュ・フロー計算書、8ページから10ページは給与費明細書、11ページから12ページには継続費に関する調書、13ページは債務負担行為に関する調書、14ページには予定貸借対照表がそれぞれ記載してございますので、ご確認いただきたいと思います。

以上で議案第5号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 3番、清野です。1点伺わせていただきます。

議案書の27ページです。第1表、継続費補正につきまして、こちらに表がありますけれども、1、資本的支出の1款1項建設改良費、新秩父ミュージアムパーク配水池築造工事、補正後が令和7年度が

2億3,950万円、同じく横瀬町姿見山配水池築造工事、こちらもともと令和6年度が2億7,493万2,000円だったものが令和7年度は1億8,466万8,000円、同じく県道長瀬玉淀自然公園線送配水管布設替工事（皆野管内4・5工区）、こちら補正後令和6年度が2,769万8,000円で、令和7年度は2億630万2,000円ということですのでけれども、それぞれ変更の理由について伺わせてください。

議長（新井利朗議員） 工務課長。

（浅見 修水道局技監兼工務課長登壇）

浅見 修水道局技監兼工務課長 3番、清野議員の継続費の質疑に対し、私からは新秩父ミュージump配水池築造工事についてお答えいたします。

当初、工事は令和6年度末に完成する予定となっていました、県と今後の見直しについて協議に時間を要したため、工期も延長したいと思います。なお、補正の増額でございますが、工事が開始してから3年がたち、人件費及び物価が高騰しているため、インフレスライドと今後予定している工事費を考慮し、2億3,950万円の増となりますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 横瀬事務所長。

（原島 健水道局次長兼横瀬事務所長登壇）

原島 健水道局次長兼横瀬事務所長 では、私のほうからは清野議員の質問のうち横瀬町姿見山配水池築造工事の継続費の補正について説明をさせていただきます。

まず、本事業につきましては、既存の姿見山の浄水場の4池あるろ過池を解体しまして、3号池、4号池、この跡地へ新規配水池を築造する工事でございます。

令和5年度着手時に調査したところ、そのろ過池の外壁塗装に石綿が含有していることが報告されました。その石綿除去の作業が必要になったことから工程の見直しを行ったものでございます。つまり遅延が生じたということでございます。

続きまして、令和6年度の工事の進捗につきましては、他の関連する工事との調整がなかなかうまくつきませんで、予定では令和6年度中に姿見山の1号池、2号池を使った浄水機能を停止させて解体撤去を予定していたところでございますが、その調整不足から1号池、2号池の使用が継続になってしまった、そういうことから再度全体の工程の見直しを行ったところで進捗の遅れが発生いたしました。

令和7年1月末の進捗率につきましては現在38.7%でございます。これによりまして、令和7年度に新規配水池の築造に加えまして、1号池、2号池のろ過池の解体撤去、また埋め戻しから完成までの一連の工事が残ってしまったために、増額の変更が必要になったものでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 皆野・長瀬事務所長。

（浅賀進二皆野・長瀬事務所長登壇）

浅賀進二皆野・長瀬事務所長 清野議員のご質問にお答えいたします。私からは、県道長瀬玉淀自然公園線送配水管布設替工事（皆野管内４・５工区）について、継続費についての変更をご説明させていただきます。

この工事につきましては、秩父県土整備事務所が実施する道路改良工事の施工区間と重なる部分があり、今回の水道工事で施工してしまうと、道路改良工事の際に再度布設替えとなってしまう箇所が出てしまうため、その重なる部分についての減工をするため年割額を変更しまして、減額補正をするものでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ３番、清野和彦議員。

３番（清野和彦議員） それぞれありがとうございました。

再質問なのですけれども、まず１つ目の新秩父ミューズパーク配水池築造工事ですけれども、工期延長ということなのですが、こちら今後の見通しについて確認ができればと思います。

それとあと、今の答弁ですと、それぞれ３つのこの事業、いろいろ継続になった理由はあると思うのですけれども、１点だけ確認したいのは、この広域水道として整備事業を行う中で、国からの補助などを受けていると思うのですけれども、これが令和７年度に継続となるということで、財政的な影響、そういったものについてはあるのかなのかについて伺えればと思います。

議長（新井利朗議員） 工務課長。

浅見 修水道局技監兼工務課長 清野議員の再質問にお答えします。

本年度につきましては、ほぼほぼ国庫事業分が完了する予定でございます。来年度につきましては整備、外構とか排水とか、そういう関係分についての工事になりますので、ほぼほぼ今年度に補助事業は終わってしまうという運びでございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 経営企画課長。

八木 修経営企画課長 清野議員ご質問の財政的な影響についてということなのですけれども、継続事業を行うことによりまして、長期間の契約が可能となります。その中で、国庫補助事業を行うことによりまして、計画的な事業目標ができると考えております。

今回工事期間としては、令和７年度末を全ての事業におきましては予定をしております。国庫補助期間とされております令和７年度末に全ての工事を併せて、今後も進捗管理をしていこうと考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

２番、高野佳男議員。

２番（高野佳男議員） 令和６年度水道会計補正予算書（第３回）説明書のほうなのですが、この

12ページのところに令和6年度水道事業貸倒対照表がございます。その下のほうになりますけれども、下から4行目ぐらいですか、2、流動資産の(2)、未収金の貸倒引当金(未収金)として、これは前の説明になりますけれども、31億361万5,000円が計上されております。この報告、過去のところを見ますと、令和2年度決算では43億6,139万円、令和3年度では49億4,440万6,000円、令和4年度決算では55億2,557万8,000円、令和5年度決算では32億2,461万5,000円というふうに推移をしております。ここにいわゆる金額の推移に関して、貸倒引当金というのは経営のリスクとの関連で計上される金額になるわけなのですが、こういった金額の推移に関して、経営リスクとの関連ではどのようにお考えなのでしょうか。

今までの経過を見ますと、令和4年度以降は貸倒引当金の計上額が減少の傾向を示しているわけですが、この料金回収率というのは平成30年度以降横ばいか微減の状況ではあるわけなのですが、そういったことを考慮した上で、経営上のリスクというのは減少しているというふうに判断されておるのでしょうか。また、その理由は何でしょうか。よろしくお願いいたします。

議長(新井利朗議員) 経営企画課長。

(八木 修経営企画課長登壇)

八木 修経営企画課長 それでは、高野議員のご質問につきまして回答をさせていただきます。

まず、この表示されている単位なののですが、こちらは円単位での表記となっております。水道事業会計におきます引当金の算出方法をまずご説明させていただきたいと思います。こちらにつきましては、過去3か年におけます不納欠損額に対しまして、水道料金の年度末未収金残高によりまして平均貸倒れ率を算出しております。そして、令和6年度末未収金予定残高に対しまして算出した平均貸倒れ率を乗じまして算出することとしております。

高野議員ご質問の貸倒引当金の推移に関しましては、令和5年度決算におきまして、大口の未納者で既に倒産した法人につきまして、破産管財人より未納となっていた水道料金、こちらの金額が225万4,000円ほどになるのですが、水道会計に対します配当がないという旨を確認できましたので、この債権に対します貸倒引当金を充当しまして不納欠損処理を実施したため、一時的に貸倒引当金が減少する傾向となっております。

また、経営リスクの観点から考慮した場合、まずは滞納者の発生を未然に防ぐことが大切ではないかとすることは考えております。徴収事務を委託しております秩父広域水道お客様センターより未納者に対します早期の対策を行うことによりまして滞納を回避し、貸倒れ債権の発生を予防できるものと考えております。また、料金回収率につきましては、お客様センターによる早期の対策によりまして現在の状況を確保できているものと考えております。

未納料金につきましては、経営上のリスクというのは決して減少しているわけではなくて、常日頃の未収金対策を今後も継続して取り組んでいく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 2 番、高野佳男議員。

2 番（高野佳男議員） ご丁寧なご説明いただき、ありがとうございました。すみません、先ほど私の質問のほうで、単位、桁の取り違いがございまして、大きく金額が違ってしまいましたことをおわび申し上げます。

ご説明ありがとうございました。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第6号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 議案第6号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

組合の共同処理する事務事業は、広域的に行うことでより経済的かつ効率的な執行が求められております。組合を取り巻く状況として、日本の経済情勢下では物価上昇に賃金の上昇が追いついて

おらず、組合構成市町においても歳出の増加に対する税収等の財源確保に非常に苦慮されている状況であります。その上で、令和7年度予算編成に当たっては、市町の負担金への影響をでき得る限り抑えるため、施設及び特殊車両の維持管理では、緊急度、優先度が高く費用対効果を見込める事業を取捨選択すること、保守点検等においてはスポット点検での事業実施も導入することで、歳入歳出をいかにコントロールできるかに重点を置いたものでございます。これらを踏まえ、組合が一丸となり、秩父地域に暮らす誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現するため本予算を取りまとめております。

それでは、説明に入らせていただきます。

お手元の予算書の1ページをお開きください。第1条では、令和7年度予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,171万4,000円、前年度予算額39億6,479万9,000円に対し、7,691万5,000円の増額、率にして1.94%の増としております。

第2条では、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を3億円と定めるものであります。

第3条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の概要につきまして、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。まず、歳入でございます。第1款分担金及び負担金でございますが、節に定める区分の9つの負担金額の合計が34億2,052万4,000円で、前年度と比較し1億6,994万7,000円の増額となります。歳入予算全体に占める割合は84.63%となります。この市町負担金は、組合規約に定める負担基準に従って納めていただいているもので、負担金積算基礎は確定数値を使用しております。

負担金明細書は52ページに記載ございますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

次の第2款使用料及び手数料の第1項使用料、第1目衛生使用料は2,625万9,000円で、火葬場使用料、霊柩車使用料及び土地使用料でございます。

次の第2項手数料、第1目清掃手数料は3億4,368万円で、主なものは処理施設持込手数料や有料指定ごみ袋手数料の廃棄物処理手数料、し尿処理手数料でございます。

第2目消防手数料は100万9,000円で、危険物施設許認可や火薬類煙火消費手数料でございます。

次の第3款国庫補助金、第1項国庫補助金は、第1目1節の循環型社会形成推進交付金が2,038万3,000円、10、11ページの第2目1節の緊急消防援助隊設備費補助金が1,481万8,000円の合計で3,520万1,000円でございます。なお、循環型社会形成推進交付金につきましては、し尿総務費の委託料に計上しました汚泥再生処理センター建設に係る生活環境影響調査及び基本設計業務等委託、測量調査業務委託、地質調査業務委託、これら事業費の3分の1が国庫補助として交付されるもの

でございます。

次の第4款財産収入、第1項財産運用収入は111万2,000円で、土地貸付収入、建物貸付収入及び基金預金利子でございます。

第2項財産売却収入は228万8,000円で、消防自動車及び救急自動車の売却収入を見込んだものでございます。

次の第5款繰入金、第1項繰入金は6,299万円で、公共施設整備基金及び消防救急基金からの繰入金でございます。公共施設整備基金繰入金は、クリーンセンター費の蒸気タービン発電設備法定点検整備業務委託料3,608万円の財源として2,000万円を、消防施設費の需用費、修繕料のはしご車のオーバーホール3,906万6,000円に1,000万円を充当するものでございます。消防救急基金繰入金は、消防施設費の備品購入費のうち災害対応特殊救急自動車2,558万6,000円と、高度救命処置資機材1,372万2,000円の財源として2,449万円を、消防施設費の修繕料の通信指令施設修繕の1,053万9,000円の財源として850万円を充当するものでございます。

次の第6款の繰越金は3,200万円となります。これは、令和6年度予算の不用見込額を新年度の繰越金として計上し、歳入財源とさせていただくものでございます。なお、前年度と比較して6,800万円の減額となりますが、主な減額要因は財源となる決算不用額が減少したことなどによるものでございます。

次の第7款諸収入、第1項組合預金利子は34万5,000円でございます。なお、前年度と比較して33万9,000円の増額となりますが、運用利率が上昇したことによるものでございます。

第2項雑入は1億1,630万6,000円で、秩父クリーンセンターの売電収入を6,785万7,000円、有価物売却代として缶売却代から羽毛布団売却代までの4,341万5,000円を計上いたしました。なお、前年と比較して734万2,000円の減額、率にして5.94%の減となりますが、主な減額要因はクリーンセンターの蒸気タービン発電設備法定点検整備業務により16日間発電が停止することなどにより売電収入が減額すること、環境衛生センターの有価物売却において、受け入れるごみ量や資源化量の減少、市況価格の下落などの減額によるものでございます。

次に、歳出に移ります。1ページおめくりいただきまして、14、15ページをお開きください。まず、第1款の議会費は318万2,000円で、主なものは議員報酬、調査旅費、会議録調整業務委託料でございます。

次の第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は1億7,335万9,000円で、前年度と比較して1,759万1,000円の増額となります。主な増額要因は、令和6年度末退職者に係る埼玉県市町村総合事務組合負担金を含む職員人件費の増額などによるものでございます。本費目の主な経費としましては、14ページから17ページに記載してございます職員15人分の人件費や職員関連経費、事務機器類や各種システム及びネットワークの維持管理等に係る費用などでございます。

16、17ページ、第2目公平委員会費は4万8,000円でございます。

1 ページおめくりいただき、18、19ページをお開きください。第2項監査委員費は24万6,000円でございます。

次の第3款民生費、第1項福祉費、第1目介護認定審査会費は5,843万3,000円で、前年度と比較して44万8,000円の増額となります。主な増額要因は、職員人件費の増額によるものでございます。本費目の主な経費としましては、介護認定審査会委員の報酬、職員4人分の人件費、第11節役務費のネットワーク通信料、第13節使用料及び賃借料の介護認定審査会システム使用料などでございます。

第2目自立支援審査会費は1,295万5,000円でございます。自立支援審査会委員の報酬と職員1人分の人件費が主なものでございます。

1 ページおめくりいただき、20、21ページをお開きください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目結核予防費は2,191万8,000円でございます。前年度と比較し、279万9,000円の増額となります。主な増額要因は、第12節委託料の読影業務委託料について、これまでエックス線検診車で撮影した画像は4人の医師により読影業務を行っていましたが、令和7年度からは専門業者によって当該業務を行うことから当該委託料が増額することによるものでございます。

次の第2目循環器検診費は620万5,000円でございます。この事業は、圏域内市町の小学校、中学校の児童生徒の心臓検診業務を秩父郡市医師会に委託して実施しております。

次の第3目救急医療施設費は5,934万5,000円で、前年度と比較し、140万9,000円の増額となります。この事業は、第12節委託料に休日などの初期救急医療体制を確保するため、休日診療所、在宅当番医制、小児初期救急の運営事業委託料として2,294万5,000円を計上し、秩父郡市医師会に委託して実施しておるものと、第18節負担金、補助及び交付金に2次救急医療体制として年間を通じて毎日の夜間、日曜日及び国民の祝日等の救急患者を受け入れるため、病院群輪番制病院運営事業補助金を3,640万円計上したものでございます。増額要因は、病院群輪番制病院運営事業に対する補助金について、私立の病院へは組合が交付し、公立の秩父市立病院へはちちぶ医療協議会が交付しますが、補助金の1日当たりの基準額が8万円から20万円に増額したこと及び受け持つ予定日数が増加したことによるものでございます。なお、令和6年7月議会定例会の一般会計補正予算（第1回）において当該補助金の増額補正を承認いただいており、令和6年度から変更後の基準額により補助金を交付しております。

次の第4目斎場費は9,849万円で、前年度と比較し、392万4,000円の増額となります。主な増額要因は、第12節委託料において、火葬炉の電気計装機器の経年劣化により故障のリスクが生じたことから、当該機器の交換業務委託料を計上したことによるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員3人分と会計年度任用職員1人分の人件費と、斎場運営及び維持管理に関する経費でございます。

次に、22、23ページをお開きください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は9,785万9,000円で、

前年度と比較し、223万4,000円の減額となります。主な減額要因は、指定ごみ袋の製作に係る第10節需用費の消耗品費について、令和4年度から海外生産品にすることで一層のコスト低減に努めてまいりました。海外生産品であっても、製品品質の担保及び安定した供給ができていることから、引き続き海外生産品である令和6年度の契約実績に基づき積算をしましたところ、単価が減額したことによるものでございます。また、第12節委託料、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料は、廃棄物処理法第6条に基づき策定する圏域内の廃棄物処理の基本計画となるもので、現在の計画が令和7年度末までの計画であることから、令和8年度から新たな計画を策定するものでございます。同じく第12節委託料、ごみ分別アプリ構築業務委託料及び第13節使用料及び賃借料、ごみ分別アプリ使用料は、家庭からのごみ出しについて新たに周知を行う方法として、議会でもご質問いただきましたスマートフォン等を活用したごみ分別アプリを導入するための経費でございます。本費目の主な経費としましては、職員4人分の人件費と、第10節需用費、消耗品費に有料指定ごみ袋の製作購入経費、第12節委託料に計上しております有料指定ごみ袋販売店への収納委託料でございます。

次の第2目クリーンセンター費は5億9,763万9,000円で、前年度と比較し、315万3,000円の増額となります。主な増額要因は24、25ページの第12節委託料について、4年に1度実施する蒸気タービン発電設備法定点検整備業務委託料3,608万円を計上しましたが、毎年実施しているごみ焼却炉の整備業務について、定期的な点検からスポットによる点検とすることや、他の業務についても緊急度、優先度が高く、費用対効果を見込める事業を取捨選択することで、委託料全体では159万5,000円の減額としましたが、第10節の需用費の修繕料において、焼却灰を搬出するための装置に修繕が必要となったことなどにより643万円が増額したため、クリーンセンター費全体では増額となったものでございます。本費目の主な経費としましては、職員5人分と会計年度任用職員3人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類をはじめとする消耗品費や修繕料、運転管理業務委託料や定期点検整備業務に係る委託料などでございます。

次に26、27ページをお開きください。第3目環境衛生センター費は1億4,914万9,000円で、前年度と比較し128万5,000円の増額となります。主な増額要因は、人件費の増額によるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員4人分の人件費、施設の維持管理用の薬品類をはじめとする消耗品費や修繕料、廃棄物の資源化に係る委託料などでございます。

次に、28、29ページをお開きください。第4目廃棄物収集費は2億2,294万8,000円で、前年度と同額でございます。

次の第5目し尿総務費は9,691万4,000円で、前年度と比較し5,183万4,000円の増額でございます。主な増額要因は、議案第4号の一般会計補正予算（第3回）において承認をいただきました令和6年度から令和8年度までの継続費の汚泥再生処理センター建設に向けた各種調査及び計画策定業務並びに建設に係る測量調査業務及び地質調査業務を新たに予算計上したことなどによるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員4人分の人件費及び汚泥再生処理センター建設に係

る各種事業費でございます。

次の第6目清流園費は2億4,380万3,000円で、前年度と比較し2,030万1,000円の減額となります。主な減額要因は30、31ページの第10節需用費のうち燃料費の重油と光熱水費の電気料金について、使用量及び単価が減少したことによる減額などによるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員7人分の人件費、施設の維持管理に係る薬品類をはじめとする消耗品費や燃料費、修繕料、また各種点検整備業務に係る委託料、し尿収集運搬業務委託料などでございます。

第7目溪流園費は9,115万円で、前年度と比較し271万3,000円の増額となります。主な増額要因は職員人件費の増加のほか、第12節委託料のうち沈殿したし尿残渣を適正処理するための沈砂処分業務委託料等を新たに計上したことによるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員3人分の人件費、施設の維持管理及びし尿収集運搬業務に係る経費などでございます。

次に、32、33ページをお開きください。第8目小鹿野し尿処理センター費は1億1,215万1,000円で、前年度と比較し282万9,000円の増額となります。主な増額要因は、職員人件費の増額のほか、34、35ページ、第10節需用費では各種設備の定期的なメンテナンス及び焼却設備乾燥機等の修繕料が増額したことによるものでございます。本費目の主な経費としましては、職員2人分の人件費、施設の運転管理業務委託料のほか、施設の維持管理に関する経費でございます。

次に、第5款の消防費でございます。まず、第1日常備消防費は15億72万2,000円で、前年度比7,821万6,000円の増額となります。常備消防費は、再任用職員9人を含む消防職員181人に係る職員人件費14億3,706万3,000円が主なものでございまして、前年度比8,231万3,000円の増額となっております。

36、37ページをお開きください。第2目消防施設費は1億7,069万4,000円で、前年度比3,059万2,000円の減額となります。主な減額要因は、第10節需用費、修繕料において、はしご車のオーバーホール費用を計上することにより4,629万3,000円を増額したのに対し、38、39ページの第17節備品購入費において、令和6年に予算計上しました災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車8,500万円が事業完了により令和7年度は7,984万6,000円が減額したことによるものでございます。本費目の主な経費としましては、消防庁舎、車両及び通信設備に係る維持管理経費でございます。

第6款の公債費、第1項公債費、第1目元金は2億8,447万2,000円で、前年度比3,481万3,000円の減額となります。元金の減額要因は、令和5年度同意分の救助工作車整備事業の償還開始による増額もございしますが、平成11年度同意分の消防本部庁舎建設事業、平成26年度同意分の西分署庁舎建設事業、消防救急デジタル無線整備事業、令和元年度同意分の災害対応特殊救急自動車整備事業、ちちぶ防災拠点施設設計事業の償還が完了したことによるものでございます。

第2目利子は493万2,000円で、前年度比183万3,000円の減額となります。減額要因としましては、元金で申し上げた5つの事業の償還が完了したこと、また令和5年度同意分の事業の借入れが低利で借入れができたことなどによるものでございます。

次の第7款諸支出金、第1項基金費、第1目公共施設整備基金費は500万円で、前年度と同額でございます。

第2目消防救急基金費は10万円で、消防救急基金の運用利子を積み立てるものでございます。

40、41ページをお開きください。第8款の予備費は3,000万円で、こちらも前年度と同額を計上させていただきました。

42ページ以降は、給与費明細書などでございますが、説明は省略させていただきます。

以上で議案第6号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） 新年度予算ということで一応通告をしてございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、質問の1つ目ですけれども、4款2項1目13節ごみ分別アプリ使用料、これにつきまして、このアプリの活用方法の詳細について、今後このアプリ登録拡大に向けてどのような方策をしていくのか、考え方についてお伺いしたいと思います。

2点目が5款1項2目14節秩父消防署東分署下水道接続工事、この概要について説明をお願いいたします。

それから、5款1項2目13節消防本部庁舎敷地賃借料について、これ以前ほかの議員のほうからの質問で、地権者ごとの賃借料については答えられないということでお答えがあったと思いますが、この賃借料と算定の基準と考えられる庁舎敷地全体の土地評価額、一体どの程度の金額になっているのかお答えいただければと思います。

また、賃借料更新の際なのですけれども、どのような内容を考慮して金額を算定しているのか、また更新の過程、これはどういう人を介して、例えば不動産屋さんを介するとか、土地関係者を介するのか、そういうようなところを介して更新の金額を決めているのか、どのように決まっているのか教えていただければと思います。

それから、契約の内容には金額のほか、何か特記事項によるものが盛り込まれているのかどうかも確認でお伺いをしたいと思います。

それから、過去20年程度賃借料の金額、2年に1度更新ということなのですが、どのような金額の推移をたどっているのか、お分かりになりましたら教えていただきたいと思います。

それから、これは消防庁舎ではなくて、次の質問に入りますけれども、これ全体的でなのですが、各町会への交付金をお出しになられていると思います。交付する理由というのは、いろいろ迷惑施設というものがあるので交付をしているのだと分かるのですが、この交付金ですが、交付を開始してから年数がたっても金額等は変わらず同じような金額で交付をするようなのかどうか、その辺を

確認でお伺いをしたいと思います。

以上です。

議長（新井利朗議員） 業務課長。

（岩田 聡業務課長登壇）

岩田 聡業務課長 6 番、赤岩議員のごみ分別アプリに関するご質問にお答えいたします。

まず、アプリ活用方法の詳細についてでございますけれども、ご存じのとおり、ごみ分別アプリとは、ごみの分別や収集日など、ごみに関する情報についてスマートフォンを使って住民が調べたり、組合からお知らせをすることのできるアプリケーション、いわゆるアプリでございます。住民にとりましては、このアプリを活用することで、スマートフォンにごみの出し忘れ防止の通知が表示されたり、また分類方法などを手軽に調べることができるなど、大変メリットがあるものでございます。

また、組合にとりましても、紙媒体の広報紙ですとか、ごみカレンダーよりもきめ細やかな情報を住民に提供することができるだけでなく、情報を随時更新できたり、また台風や大雪等の収集の対応をはじめとする情報を逐一提供できること、またごみに対する問合せが減少することが期待できるなど、業務の効率化、簡易化ができるメリットがございます。

アプリの開発業者によっても機能は異なりますけれども、一般的に備わっている機能としましては、ごみ収集地区ごとのごみカレンダーの表示、ごみ出しのお知らせ機能、これは自動で表示されるようなものが一般的でございます。また、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの出し方、分け方の説明の表示、ごみ分別の検索の機能、また先ほど申し上げたとおり、台風、大雪等の収集の有無などの通知がいわゆるプッシュ通知機能で、自動表示がされるような仕組みになっていることが多いと思われます。これらのごみ分別アプリの活用方法でございます。

次に、アプリ登録拡大に向けての考え方ということでございますけれども、開発業者への聞き取りによりますと、このアプリのダウンロード数が多いという自治体では、世帯数の大体 3 割程度ということをお聞きしております。導入後徐々にダウンロード数が伸びるということでございますので、秩父地域におきましても、まずはこの 3 割を目指して登録拡大に向けた PR をしていきたいというふうに考えております。

具体的には各市町の広報紙ですとか当組合のホームページ、公式エックス等の活用、またはごみ処理施設の受付窓口や見学者に対する PR 活動、例えばチラシの配布などが考えられます。ごみに関する組合から発出する文書への PR 文章の記載、QR コードなどの記載なども考えていきたいと考えております。また、指定ごみ袋の外装袋等への PR 文書の記載などや、ちちぶ FM ですとか、秩父おもてなし TV 等のメディアの活用も併せて行っていければというふうに考えております。また、具体的なものはありませんけれども、可能であれば地域で行われるイベントですとか、そういったもので私どもが PR できる機会があれば、そういうものも併せて活用できればというふうに思

っております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

（引間宣行総務課長登壇）

引間宣行総務課長 ただいまの赤岩議員からのご質問に対し、順次お答えいたします。

まず、賃借料算定の基準と考えられる庁舎敷地内、敷地全体の土地評価額の金額でございますが、路線価から割り出したものと、公租公課による土地評価額を使用しております。契約している土地ごとに算定しておりますので、金額については差し控えさせていただきますが、買い取った場合の価格といたしましては、令和3年に公表されている土地総合情報システムによりますと、秩父市中宮地町の売買事例から当消防本部の借地面積から算出いたしますと、買収価格は約3億8,000万円と試算が出ています。

続きまして、賃借料更新の際にはどのような内容を考慮し、金額を算定しているかでございますが、先ほどの説明のとおり2通りの方法から評価額を算出しており、いずれの方法も住宅地の場合は固定資産税の3倍から5倍が理想的な相場になっているということから、その範囲内を考慮して更新しております。

続きまして、更新の過程でございますが、2年に1度更新契約を結んでおります。過去数年間の例といたしまして、路線価格が上がっていないことから現在契約している価格でお願いしまして、地権者の皆様にご理解をいただいております。

続きまして、契約内容の特記事項の設定でございますが、賃貸借の金額のほかに、特記事項として契約期間の記載がございます。また、別紙として買上げについての意向調査を添付しております。

最後に、過去20年程度の賃借料金額の推移についてでございますが、契約開始の平成10年の坪単価は令和6年4月と比較しますと7%増加しております。平成28年以降9年間、坪単価は値上げはなく、変更はございません。

次の質問の秩父消防署東分署下水道接続工事の対応についてお答えさせていただきます。横瀬町で行っている川東污水支線工事により秩父消防署東分署の側道に下水管が埋設され、完成したことから、下水道法にのっとりまして浄化槽から下水道へ切り替える工事となります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 事務局長。

（野澤好博事務局長登壇）

野澤好博事務局長 赤岩議員のご質問のうち各町会の交付金についてのご質問についてお答えさせていただきます。

各町会の交付金につきましては、ごみ、し尿など廃棄物処理施設及び秩父斎場の建設運営に関し、ご協力をいただく地元町会と協定書等を締結してございまして、この協定書の中に交付金の支給要

項というのを設けておりまして、この要項に基づいて支給しているものでございます。

このため、施設の運営期間中は協定書のほうに示されている金額を交付金として支給することとしておりますので、基本的には金額等に変わりはございません。なお、何らかの理由によりまして交付金の金額を変更する場合は、双方の協議によることとなります。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 6番、赤岩秀文議員。

6番（赤岩秀文議員） ありがとうございます。おおむね理解できました。

消防本部の土地に関してだけでもう一度ご確認をさせていただきたいのですが、これ今まで買取りをしてくれということで打診があったとか、そういうことはなかったのでしょうか。というのは、この秩父地域の住民の生命と、あと財産等を火災から守るための一番大事な消防本部の敷地がほとんど借地ということで、本来であれば、これはこの1市4町の財産として取得すべきものなのかなというふうに思うところでございます。

借地も要件によっては貸主、借主で相談があって、売却をすることは実は可能で、今の地主ではなくなってしまう可能性がある。売却ということはまずないでしょうけれども、もしかしたら譲渡ということになると、さらにハードルが下がっているものですから、これしっかりと期間をかけてぜひ、意向調査をしているということであれですけれども、いずれは買い上げていくという方向で交渉されていくお考えはありますでしょうか。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

引間宣行総務課長 購入するかについてでございますが、先ほども申し上げましたが、更新の際に地権者の方へ買上げについての意向があるかの確認を書面で行っておりまして、買収の意向があった場合には買取りについて進めさせていただきます。現在のところ、賃貸借契約を継続してほしいとの意向でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

3番、清野和彦議員。

3番（清野和彦議員） 1点だけ質問させてください。

予算書の35ページですけれども、5款消防費1項1目の、この中の2節の給料です。こちら181人ということなのですけれども、これは全協のほうの説明の中で、前年度職員数が180だったと思うのですけれども、プラス1になっていると思うのですが、こちらどういった形で採用された職員さんなのかだけ質問させてください。

議長（新井利朗議員） 総務課長。

（引間宣行総務課長登壇）

引間宣行総務課長 3番、清野和彦議員のご質問にお答えします。

再任用の数が増えた関係でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

1 番、小松穂波議員。

1 番（小松穂波議員） 小松でございます。私のほうから 2 点質問させていただきます。

ざっくりで大変申し訳ないのですが、秩父クリーンセンターと清流園、こちらの 2 か所の重点事業を教えてくださいと思います。

実は今私のほうも皆さんの質問をお聞きしていたのですが、今議会、広域市町村圏組合の議会、今年度最後となるということで、これをもってご退職する方いらっしゃると思います。この場が最後になる方がいらっしゃると思いますので、発言がない方に発言していただければなと思ひまして、こちらクリーンセンターの事業、そして清流園の重点事業、お願いいたします。

議長（新井利朗議員） クリーンセンター所長。

（佐宗孝幸事務局技監兼秩父クリーンセンター所長登壇）

佐宗孝幸事務局技監兼秩父クリーンセンター所長 小松議員の質問にお答えいたします。

令和 7 年度の重要視する事業につきましては、蒸気タービン発電設備の法定点検整備業務でございます。基幹的設備改良工事によりまして、余熱利用設備として蒸気タービン発電設備を設置し、発電を行っております。この蒸気タービン発電設備は、電気事業法の規定により 4 年以内ごとに 1 回の定期事業者検査を行い、国の審査であります定期安全管理審査を受検しなければなりません。

令和 7 年度につきましては該当の年となりまして、定期事業者検査に伴う点検整備が必要となり、タービンの本体を開放し、点検をいたします。また、主要弁の開放、復水器及び主蒸気弁の点検等も行います。このように、法により整備が必要であります。蒸気タービン発電設備によりクリーンセンター内の電気を賄い、さらに余剰電力は売電しておりまして、今はクリーンセンターになくてはならない設備であると思っております。

このように、令和 7 年度の重点事業はタービンの整備であると考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） 清流園所長。

（児玉 淳事務局専門員兼清流園所長登壇）

児玉 淳事務局専門員兼清流園所長 小松議員の質問についてお答えいたします。

清流園の 7 年度重点事項につきましては、清流園は施設稼働後 45 年以上経過しており、施設も老朽化しております。突発的な故障等もあるため維持管理、また安全管理に重点を置き、施設の延命化を図るとともに、安全で安定したし尿処理を行うことが 7 年度の重点事項と考えております。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時40分

議長（新井利朗議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（新井利朗議員） 次に、議案第7号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

水道局長。

(北堀史子水道局長登壇)

北堀史子水道局長 議案第7号 令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計予算につきまして、別冊の水道事業会計予算及び説明書と併せて、本日お配りしております議案第7号説明補足資料、カラー印刷の円グラフ資料によりご説明申し上げます。

まず、予算書の4ページをお開きください。第1条は省略いたしまして、第2条の業務の予定量といたしましては、(1)、給水戸数は1市4町の4万3,130世帯に対し、(2)、年間総給水量は約1,258万立方メートルの給水を予定しております。これを1日あたりにいたしますと、(3)、1日平均給水量は3万4,490立方メートルでございます。また、(4)では、主要な建設改良事業の金額を定めております。

次の第3条及び第4条は、議案第7号説明補足資料のカラー刷りの円グラフによりご説明申し上げます。

まず、資料の上段にございます数値は、水道事業会計の予算規模を示したものでございます。一般会計と異なり、水道事業会計は収入支出が一致しないのが特徴ですが、予算第3条と第4条に定めた金額を収入ベースで見た場合は合計93億8,409万円、支出で見た場合には合計121億7,608万円となっております。

次に、左の円グラフを御覧ください。こちらが予算第3条 収益的収入及び支出の内訳を表したものです。グラフ上段が収入、下段が支出となっております。上段の収益的収入合計は36億3,445万円でございます、そのうち給水収益が21億9,744万円で60.5%を占め、これに他会計補助金及び県費補助金が4億1,305万円で11.4%、長期前受金戻入が4億4,111万円で12.1%と続き、これらの収入で全体のおよそ84%を占めております。なお、令和6年度と比較し、給水収益が5,080万円、率にして2.4%の増加となっております。

左のグラフ下段の収益的支出は36億9,961万円でございます、主な費用構成として減価償却費が16億9,601万円、45.8%を占め、浄水場等の維持管理費が7億4,253万円で20.1%、これに続き配水管等の維持管理が4億4,710万円で12.1%、一般管理費が2億9,871万円で8.1%、これらの費用で全体のおよそ86.1%を占めております。

次に、右側のグラフを御覧ください。こちらが予算第4条、資本的収入及び支出の内訳を表したもので、水道施設の新設、改良のための予算でございます。上段が収入、下段が支出となっております。上段の資本的収入は57億4,964万円でございます。その内訳は、企業債が15億円で収入の26.1%、出資金が19億7,543万円で34.4%、国庫補助金が21億8,885万円で38.1%を占め、これらの収入で全体のおよそ98.5%を占めております。

次に、下段の資本的支出が84億7,647万円でございます。その内訳は、配水管等の新設改良費が62億4,153万円で支出の73.6%、浄水場等の新設改良費が17億3,940万円で20.5%を占めており、このほか企業債償還金がございます。なお、資本的支出において前年度と比較し、増加した理由につきましては、補助対象事業である浄水場施設及び配水施設等の新設、更新事業費が増加したことによるものでございます。

ここで、4条予算の収入と支出を比べますと、収入が支出に対し、27億2,683万円不足しております。この不足を補填するものとしたしましては、グラフの下に米印にございますように、①、過年

度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,384万円、②、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,431万円、③、過年度分損益勘定留保資金24億2,868万円で補填する予定でございます。このグラフの説明は以上でございます。

それでは、別冊の予算及び説明書の5ページにお戻りください。中段の第5条から6ページの第10条までは企業債、一時借入金など公営企業法に定められた基準により、順次記載したものでございます。

また、7ページ以降は予算に関する説明書等でございます。

なお、議案第7号説明補足資料2につきましては、生活基盤施設耐震化等補助事業に係ります構成市町からの繰入予定額及び同補助金関連の予定事業費をお配りさせていただいておりますので、後ほどご確認ください。

最後に、先日の全員協議会の際にもお伝えしたとおり、令和7年度においては昨年度に引き続き予定純損失、いわゆる赤字予算を計上することとなりました。今回は横瀬町姿見山浄水場解体に伴う管理棟の解体費用と、これに伴う除却費を特別損失として計上した影響が大きく作用しております。水道局といたしましても、令和7年度は広域化事業最終年度となり、事業規模は過去最大規模となる見込みでございます。一方で、収支のバランスは崩れ始めており、大変厳しい経営状況を想定しております。引き続き注意を払ってまいりたいと存じます。

以上で議案第7号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（新井利朗議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

2番、高野佳男議員。

2番（高野佳男議員） 令和7年度水道会計予算について2点ほどご質問いたします。

まず、お手元に、A3判の経営比較分析表、令和4年度決算に基づくものですが、これをお配りしますので、それを参照しながら質問させていただきたいと思っておりますので、お許しいただければと思います。大変字が小さく恐縮なのですが、これは原寸はA4判で、それでもこの2倍の大きさになっております。必要な文は読み上げますので、お聞き苦しい部分、ご容赦いただければと思います。

まず、経営比較分析した表は、ただいま申し上げた資料ですけれども、このグラフが主な部分を占めていますけれども、今回使っていただくのは、その右端の分析欄というこの四角で囲まれた部分のところを見ながら質問させていただきたいと思っております。

この分析欄の1、経営の健全性、効率性についての④、企業債残高給水収益率、これ今お配りした資料の右側のところの一番上の四角のちょうど中頃のところにございますけれども、そこには次のような記載がございます。施設の更新ペースを上げていることから記載残高も増加しています。企業債の過度の依存が経営を圧迫しないよう、計画的に施設の更新を進めます。このように書いて

おります。

この関連で、令和6年度と7年度の予算書を見ますと、これは昨年度の予算ベースの数字になりますけれども、お手元にはないかもしれませんが、その14ページから15ページにかけて、1款資本的収入、1項企業債、1目建設改良費等の財源に充てるための企業債として、令和6年度予算ベースで、これが10億円計上されておりました。今回、今年度、令和7年度の予算書の同じ項目、これは12ページから13ページにかけてのところに記載があるのですけれども、今申し上げた金額が15億円、つまり前年度比で5億円増額になっております。

これはちょっと予算書から離れますけれども、秩父市広域市町村圏組合水道事業経営戦略、これは計画期間が令和3年度から令和12年度までの10年間となっておりますけれども、その中で企業債残高、給水収益率に関して次のような記載がございます。令和元年度においては類似団体よりも高く、微増で推移している。これは施設の更新のたびに起債額が増加しているためで、今後とも適切な水準を維持しながら計画的に更新を進めることが必要である、このように書いております。この企業選択の中で言及されている適切な水準というのは、具体的にはどのようなものが設定されているのでしょうか。令和7年度予算では、今年度、令和6年度比で50%の増額になっておりますけれども、これは適切な水準の範囲であると考えてよろしいのでしょうか。

また、令和2年度決算ベースで見た場合、企業債残高、給水収益率は類似団体との比較において依然として高い水準にあるのでしょうか。これが1点目でございます。

2点目は、やはり同じく経営比較分析表の分析欄の2のところ、老朽化の現状というところです。これは真ん中の四角になりますが、その①、有形固定資産減価償却率、②、管路経年化比率のところに法定耐用年数を超えた漏水の多い管路を重点的に更新していると書かれています。また、③の管更新率のところ、財政計画において現実的な更新基準を設定し、優先順位の高い管路から計画的に更新する、このように書いております。ここで言われている現実的な更新基準に関して、具体的にはどのような基準が設定されているのでしょうか。

今回の予算書は、後半のほうに令和7年度水道事業会計予算見積書が添付されておまして、その52ページから57ページにかけまして、来年度予定されている様々な事業が列挙されているわけなのですけれども、ここで挙げられているような諸々の工事なのですが、今申し上げた経営企画分析表で言われている法定耐用年数を超えた漏水の多い管路、あるいは現実的な更新基準による優先度の高い管路に該当するものを中心になっていると考えてよろしいのでしょうか。

このように申し上げますのは、経営比較分析表の老朽化の状況についての下のほうに、最後から2つ目の文章になりますけれども、その上のところ、③の管路更新化率のところなのですけれども、令和2年度以前と比較して、令和3年度比では、これがつくられたのは令和4年度になりますので、多少上昇していますけれども、令和2年度以前と比較すると大幅に管更新化率が低下していると。なぜそうなったかということの理由がここに書かれていまして、令和3年度以降は管路以外の更新

工事、施設の築造工事に重点を置いたために数値が低下しましたというふうに書かれております。今度令和7年度、これから補助対象期間が終わってから非常な経営努力をしていかなければいけないわけなのですけれども、そういったところとの関連で考えましたとき、令和7年度の予定されている工事というものが管路、今申し上げましたけれども、法定耐用年数を超えた漏水の多い管路とか、現実的な方針基準に基づく優先度の高い管路が中心になっているものなのかどうか、その辺りのところをお聞かせいただければと思います。

また、それらの中に基幹管路の耐震化工事に該当するものが含まれているのでしょうか。これは水道事業がまだ厚生労働省に所管されているときの資料なのですけれども、その厚生労働省が公開している資料によれば、令和2年度末の時点で水道の基幹管路の耐震化率は42.3%という全国平均なのですけれども、こういう数字が挙げられているのですが、秩父広域圏の水道事業における基幹管路の耐震化率というのはどのぐらいになっているのでしょうか。お分かりになりましたらお聞かせいただければと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（新井利朗議員） 経営企画課長。

（八木 修経営企画課長登壇）

八木 修経営企画課長 それでは、高野議員のご質問につきまして、説明させていただきます。

まず、企業債残高対給水収益比率についてでございます。企業債残高対給水収益比率の適正な水準でございますが、秩父広域としましては300%以内を適切な水準として捉えております。こちらにつきましては、昨今の全国平均のパーセンテージでございまして、この値を目標に企業債の抑制を図っていきたいと考えております。

しかしながら、統合以来実施しております広域化事業を行う財源としまして、県補助金、一般会計出資金のほか、企業債を平成28年の統合から令和5年度までの8年間で、合計しますと48億7,920万円を借り入れております。これに統合前より引き継ぎました企業債を合わせた令和5年度末残高、令和5年度決算におきましては80億2,989万5,899円となっております。企業債残高対給水収益比率にしますとおよそ433%となりまして、令和4年度決算値の397%に比較しますと大幅に上昇してきているという状況でございます。

次に、令和7年度予算におきます企業債50%の増額です。15億円の予算計上についてでございますが、適正な範囲か否かという件につきましては、既に令和5年度におきまして300%を上回っているような状況ですので、決して適正範囲ではないと認識しております。

ただし、令和7年度は過去最大の事業費となっております。資金確保の観点から、最低でも令和7年度中15億円は必要であるとして、今回大幅な増額の予算計上を行っております。その後におきましては、現在進めております令和8年度以降の投資計画におきまして、投資計画の見直しと料金収入の確保、企業債の抑制を図りまして、適切な水準に近づけてまいりたいと考えております。

また、類似団体との比較におきましては、令和４年度実績で類似団体平均が268％となっておりま
す。この点からも、現在の秩父広域水道局の比率というのは高い水準となっておりますので、企業
債の抑制は令和８年度以降、注力する必要があると考えております。

２点目にご質問いただきました老朽化の方針等に関する内容でございます。現実的な更新基準に
つきましては、統合以来実施しております広域化事業、運営基盤強化事業におきまして予定しまし
た水道を広域化する上で強化すべき経路となる管路や、法定耐用年数を超過しました漏水の多い
管路を、埋設されている管種、年代等も考慮しまして更新の対象箇所を決定しております。これら
が優先度の高い管路としまして、ご理解いただければよろしいかと存じます。

また、基幹管路の耐震化工事に該当するものが含まれているか否かとのことですが、こちらにつ
きましては含んでおります。例を挙げますと、別所浄水場から皆野第１配水池への送水管等はこれ
に該当するものでございます。

次に、秩父広域におきます基幹管路の耐震化率でございます。令和４年度末におきまして全体の
28.7％となっております。令和５年度末現在ですと30.7％でございまして、全国平均でございます
42.3％と比較しますと10ポイント以上の開きがあり、老朽化した耐震性に乏しい管路が多く、まだ
まだ存在しているというふうな状況でございます。

以上でございます。

議長（新井利朗議員） ２番、高野佳男議員。

２番（高野佳男議員） お忙しい中、詳しいご説明をいただきましてありがとうございます。

７月の全員協議会の際に水道経営審議会の答申につきましてご説明いただき、その際も非常に厳
しい経営状況であるというご説明をいただきましたが、今また具体的に来年度の事業の予定という
ことを伺いまして、また改めて非常に厳しい事業運営、それから財政運営が必要とされているとい
うことを認識いたしました。議会としても大変難しい判断をしていく必要がございますけれども、
引き続き我々としては利用者の立場に立って経営と、それから供給する側とその利用する側とので
きるだけ望ましいバランスを取っていけるように努めていきたいと思っておりますので、引き続きよろし
くお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（新井利朗議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第３項の規定により委員会の付託を省略い
たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（新井利朗議員） 総員起立であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長（新井利朗議員） お諮りいたします。今期定例会の議事は全て終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（新井利朗議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これをもちまして令和7年第1回秩父広域市町村圏組合議会2月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時03分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年2月13日

議 長 新 井 利 朗

署名議員 赤 岩 秀 文

署名議員 木 村 隆 彦

署名議員 小 櫃 市 郎